

# 平成 3 0 年川西町議会

## 第 3 回定例会会議録

開会 平成 3 0 年 9 月 1 0 日

閉会 平成 3 0 年 9 月 2 1 日

平成 3 0 年川西町議会  
第 3 回定例会会議録

( 第 1 号 )

平成 3 0 年 9 月 1 0 日

平成30年川西町議会第3回定例会会議録（開 会）

招集年月日	平成30年9月10日
招集の場所	川西町役場議場
開 会	平成30年9月10日 午前10時 宣告
出席議員	<p>1番 松村定則          2番 安井知子          3番 福西広理</p> <p>4番 伊藤彰夫          5番 石田三郎          6番 今村榮一</p> <p>7番 松本史郎          8番 寺澤秀和          9番 森本修司</p> <p>10番 中嶋正澄          11番 芝和也          12番 大植 正</p>
欠席議員	
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	<p>町長 竹村匡正                      副町長 森田政美</p> <p>教育長 山嶋健司                      総務担当理事 西村俊哉</p> <p>教委事務局長 奥 隆至                  会計管理者 福本誠治</p> <p>総務課長 石田知孝                      総合政策課長 山口尚亮</p> <p>税務課長 西川直明                      事業課長 中川辰也</p> <p>健康福祉課長 吉岡秀樹                  住民保険課長 大西成弘</p> <p>長寿介護課長 岡田充浩</p>
	監査委員 西田亜希子
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	<p>議会事務局長 安井洋次</p> <p>モニター係 篠原愛子</p>
本日の会議に 付した事件	別紙議事日程に同じ
会議録署名 議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した
	<p>2番 安井 知子 議員                          3番 福西 広理 議員</p>

## 川西町議会第3回定例会（議事日程）

平成30年9月10日（月）午前10時00分開会

日 程	議案番号	件 名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2		会期の決定
第 3		諸報告 議会報告
	報告第 5 号	放棄した債権の報告について
	報告第 6 号	専決処分の報告について
	報告第 7 号	健全化判断比率の報告について
	報告第 8 号	川西町資金不足比率の報告について
	報告第 9 号	川西町土地開発公社の経営状況等の報告について
	報告第 10 号	定期監査報告について
第 4	認定第 1 号	平成 29 年度川西町一般会計・特別会計決算について
第 5	認定第 2 号	平成 29 年度川西町水道事業会計決算について
第 6	認定第 3 号	平成 29 年度川西町下水道事業会計決算について
第 7	承認第 6 号	平成 30 年度川西町一般会計補正予算の専決処分について
第 8	承認第 7 号	平成 30 年度川西町下水道事業会計補正予算の専決処分について
第 9	承認第 8 号	川西町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
第 10	議案第 42 号	平成 30 年度川西町一般会計補正予算について
第 11	議案第 43 号	平成 30 年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について
第 12	議案第 44 号	平成 30 年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
第 13	議案第 45 号	川西町総合計画審議会条例等の一部改正について
第 14	議案第 46 号	川西町地域福祉基金条例の一部改正について
第 15	議案第 47 号	川西町税条例等の一部改正について

第 16	議案第 48 号	川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 17	議案第 49 号	川西町新防災情報システム整備工事請負契約の締結について
第 18	諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について
第 19	同意第 5 号	川西町公平委員会委員の選任について
第 20	同意第 6 号	川西町教育委員会委員の任命について

(午前10時00分 開会)

議 長(石田三郎君) 皆さん、おはようございます。

これより平成30年川西町議会第3回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より、定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長。

町 長(竹村匡正君) 議員の皆様、おはようございます。

本日ここに、平成30年川西町議会第3回定例会を開催いたしましたところ、議員各位には、公私何かと御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、平素より町政運営に関しまして格別の御理解、御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会に提案いたしておりますのは、専決処分を初めとした各種報告、平成29年度一般会計、特別会計、事業会計の決算認定、平成30年度一般会計、特別会計、事業会計の補正予算、これには専決処分の承認も含まれております。並びに条例の一部改正議案、これもまた専決処分の承認も含まれております。工事請負契約の締結案、人事同意案など多数ございます。

何卒よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、議会開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくようお願い申し上げます。

議 長(石田三郎君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番 安井知子君及び3番 福西広理君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より21日までの12日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(石田三郎君) 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日より21日までの12日間と決定いたします。

日程第3、諸報告に入ります。

お諮りいたします。

報告第5号、放棄した債権の報告について、報告第6号、専決処分の報告についてを一括にて報告いただきたいと思いますと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(石田三郎君) 異議なしと認め、一括にて報告願います。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） 最初に、報告事項につきまして御説明させていただきます。  
まず、報告第5号、放棄した債権の報告についてでございます。

これは、公営住宅使用料及び水道料金に関して、公営住宅使用料については債務者の死亡、水道料金については行方不明または債務履行困難が認められることから、住宅使用料1件38万3,658円、水道料金24件73万3,960円を川西町債権管理条例第11条第1項に基づき放棄した債権を、同条第2項の規定に基づき議会へ報告を行うものでございます。

報告第6号、専決処分の報告についてでございます。

これは、町長の専決処分事項に関する条例の規定に基づき、昨年度から実施しております文化会館空調改修工事におきまして追加工事等が生じたことによる変更契約の専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、議会へ報告を行うものでございます。

私からの報告事項は以上でございます。

議 長（石田三郎君） 町長の説明が終わりました。

報告第5号、放棄した債権の報告について川西町債権管理条例第11条第2項、また、報告第6号、専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定により、いずれも町長から説明があり、本件は報告事項でありますので、御了承願います。

続きまして、報告第7号、平成29年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、報告第8号、平成29年度決算に基づく川西町資金不足比率の報告について、報告第9号、川西町土地開発公社経営状況等の報告についてをお手元に配付いたしておりますので、御清覧おきお願い申し上げます。

次に、報告第10号、平成30年6月から平成30年8月期までの例月出納検査の結果報告が提出されておりますので、西田監査委員より報告を求めます。

西田監査委員。

監査委員（西田亜希子君） 平成30年6月から平成30年8月期に実施いたしました例月監査の結果を御報告申し上げます。

松本監査委員とともに、地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定により、平成30年度の川西町一般会計及び特別会計並びに企業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、会計管理者並びに事業課長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管などについては、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、ここに御報告申し上げます。

平成30年9月10日

監査委員 西田亜希子

議 長（石田三郎君） 以上で諸報告が終わりました。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第4、認定第1号、平成29年度川西町一般会計・特別会計決算についてより、日程第20、同意第6号、川西町教育委員会委員の任命についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しております関係上、各位におかれましては熟読願っておりますので、この際、議案の朗読を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石田三郎君) 異議なしと認め、議案の朗読を省略いたします。

日程第4、認定第1号、平成29年度川西町一般会計・特別会計決算についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町議長(竹村匡正君) それでは、今議会に上程いたしました議案等の提案要旨について御説明いたします。

まず、認定第1号、平成29年度川西町一般会計・特別会計決算についてでございます。

平成29年度川西町歳入歳出決算書の1ページを御覧ください。平成29年度一般会計決算につきましては、歳入決算額43億3,163万2,856円、歳出決算額39億2,562万9,080円、歳入歳出差し引き残額4億600万3,776円となっており、これを翌年度へ繰り越しさせていただきたいと思えます。

2ページに移っていただきまして、この繰越額4億600万3,776円から翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額1億882万3,000円を差し引きいたしまして、実質収支額は2億9,718万776円となるものでございます。

その他の特別会計を含めまして、詳細につきましては会計管理者から説明いたします。

議長(石田三郎君) 会計管理者。

会計管理者(福本誠治君) それでは、引き続きまして、一般会計の歳入についてより説明いたします。

3ページをお願いします。第1款町税、予算現額11億3,226万6,000円に対しまして、収入済額は11億3,164万5円であります。

第2款地方譲与税、予算現額2,550万円に対しまして、収入済額は2,534万円であります。

第3款利子割交付金、予算現額120万円に対しまして、収入済額は237万8,000円であります。

第4款配当割交付金、予算現額820万円に対しまして、収入済額は907万3,000円であります。

第5款株式等譲渡所得割交付金、予算現額930万円に対しまして、収入済額は



910万3,000円であります。

ページをめくっていただきまして、第6款地方消費税交付金、予算現額1億2,870万円に対しまして、収入済額は1億2,943万1,000円であります。

第7款自動車取得税交付金、予算現額600万円に対しまして、収入済額は837万8,000円であります。

第8款地方特例交付金、予算現額570万9,000円に対しまして、収入済額は703万3,000円であります。

第9款地方交付税、予算現額13億6,596万5,000円に対しまして、収入済額は14億5,202万3,000円であります。

第10款交通安全対策特別交付金、予算現額72万円に対しまして、収入済額は61万4,000円であります。

第11款分担金及び負担金、予算現額5,349万1,000円に対しまして、収入済額は5,383万9,013円であります。

第12款使用料及び手数料、予算現額7,105万5,000円に対しまして、収入済額は7,034万9,465円であります。

5ページに移っていただきまして、第13款国庫支出金、予算現額3億9,852万9,000円に対しまして、収入済額は3億9,174万580円であります。

第14款県支出金、予算現額2億2,692万2,000円に対しまして、収入済額は2億1,989万8,253円であります。

第15款財産収入、予算現額758万1,000円に対しまして、収入済額は756万9,171円であります。

第16款寄附金、予算現額420万6,000円に対して、収入済額は625万8,400円であります。

第17款繰入金、予算現額2億6,042万7,000円に対しまして、収入済額は2億5,035万5,000円であります。

ページをめくっていただきまして、第18款繰越金、予算現額2億4,763万1,000円に対しまして、収入済額は2億4,763万1,070円であります。

第19款諸収入、予算現額5,355万6,000円に対しまして、収入済額は5,018万5,899円であります。

第20款町債、予算現額2億6,379万3,000円に対しまして、収入済額は2億5,879万3,000円であります。

以上、歳入合計は、予算現額42億7,075万1,000円に対しまして、調定額43億6,440万7,774円、収入済額43億3,163万2,856円で、不納欠損額は115万7,491円、収入未済額は3,161万7,427円であります。

次に、歳出の各款について説明いたします。

7ページをお願いします。第1款議会費、予算現額8,614万5,000円に対しまして、支出済額は8,508万1,240円であります。

第2款総務費、予算現額5億3,691万円に対しまして、支出済額は4億9,638万32円であります。

第3款民生費、予算現額12億841万3,000円に対しまして、支出済額は11億2,428万9,780円であります。

第4款衛生費、予算現額3億1万円に対しまして、支出済額は2億8,288万7,759円であります。

ページをめくっていただきまして、第5款農商工業費、予算現額5,081万5,000円に対しまして、支出済額は4,660万8,719円あります。

第6款土木費、予算現額5億1,488万7,000円に対しまして、支出済額は4億7,628万2,454円で、翌年度繰越額は570万3,000円あります。

第7款消防費、予算現額1億8,771万3,000円に対しまして、支出済額は1億8,220万9,016円あります。

第8款教育費、予算現額9億1,649万1,000円に対しまして、支出済額は7億6,761万9,398円で、翌年度繰越額は1億312万円あります。

9ページに移っていただきまして、第9款公債費、予算現額4億4,780万6,000円に対しまして、支出済額は4億4,334万9,678円あります。

第10款諸支出金、予算現額2,156万1,000円に対しまして、支出済額は2,092万1,004円あります。

第11款予備費、予算現額、支出済額ともに0円となっておりますが、当初予算額300万円を農商工業費へ充用しております。

以上、歳出合計額は、予算現額42億7,075万1,000円に対しまして、支出済額は39億2,562万9,080円あります。歳入歳出差し引き残額4億600万3,776円を平成30年度へ繰り越しました。

次に、財産に関する調書について説明いたします。

115ページをお願いします。なお、ここでは、決算年度中に主な増減があった物件のみ報告させていただきます。

1. 公有財産、(1)土地及び建物ですが、土地につきましては増減はございません。建物につきましては、共同浴場の331平米が減となっております。

ページをめくっていただきまして、(2)有価証券につきましては、増減はございません。(3)出資による権利につきましては、奈良県土地区画整理協会出捐金5万円の減となっております。

2. 物品につきましては、パソコン15台、プリンター1台の増、普通自動車1台の減となりました。

ページをめくっていただきまして、3. 基金につきましてはの増減の内訳ですが、取り崩しを、地域づくり振興基金で2億2,213万2,000円、自治振興基金で153万7,000円、環境整備基金で146万6,000円、川西町まちづくり基金で2,445万2,000円行いました。積み立てにつきましては、地域福祉基金に45万4,849円、介護給付費準備基金に1,085万7,585円、川西町ま

ちづくり基金に1,795万5,000円を積み立てました。また、各基金の利息分781万9,986円の積み立てがございました。

以上で財産に関する調書の説明を終わります。

続きまして、国民健康保険特別会計の決算について説明いたします。

120ページの実質収支に関する調書をお開きください。

国保会計の歳入総額は11億6,740万2,737円、歳出総額は11億5,585万622円で、歳入歳出差し引き額1,155万2,675円が実質収支額であります。

次に、歳入の各款について説明いたします。

121ページをお願いします。第1款国民健康保険税、予算現額1億8,108万6,000円に対しまして、収入済額は1億8,877万5,646円であります。

第2款使用料及び手数料は、予算現額4万円に対しまして、収入済額は6万8,400円であります。

第3款国庫支出金、予算現額2億1,979万1,000円に対しまして、収入済額は2億4,425万9,564円あります。

第4款療養給付費等交付金、予算現額4,316万9,000円に対しまして、収入済額は3,818万806円あります。

第5款前期高齢者交付金、予算現額3億1,716万9,000円に対しまして、収入済額は3億1,735万1,237円あります。

第6款県支出金、予算現額5,861万6,000円に対しまして、収入済額は6,807万8,928円あります。

ページをめくっていただきまして、第7款共同事業交付金、予算現額2億7,983万9,000円に対しまして、収入済額は2億2,863万2,785円あります。

第8款財産収入、予算現額17万2,000円に対しまして、収入済額は17万2,593円あります。

第9款繰入金、予算現額1億1,973万4,000円に対しまして、収入済額は8,053万8,935円あります。

第10款繰越金、予算現額1,000円に対しまして、収入済額は13万7,023円あります。

第11款諸収入、予算現額33万円に対しまして、収入済額は120万6,820円あります。

以上、歳入合計は、予算現額12億1,994万7,000円に対しまして、調定額12億124万3,796円、収入済額11億6,740万2,737円で、不納欠損額435万3,917円、収入未済額は2,948万7,142円あります。

次に、歳出の各款について説明いたします。

123ページをお願いします。第1款総務費、予算現額1,657万2,000円に対しまして、支出済額は1,465万5,321円あります。

第2款保険給付費、予算現額7億568万5,000円に対しまして、支出済額は6億9,141万6,412円であります。

第3款後期高齢者支援金等、予算現額1億2,907万5,000円に対しまして、支出済額は1億2,870万7,299円であります。

第4款前期高齢者納付金等、予算現額46万6,000円に対しまして、支出済額は46万5,607円であります。

ページをめくっていただきまして、第5款老人保健拠出金、予算現額5万5,000円に対しまして、支出済額は2,387円であります。

第6款介護納付金、予算現額4,643万8,000円に対しまして、支出済額は4,599万1,972円であります。

第7款共同事業拠出金、予算現額2億7,984万6,000円に対しまして、支出済額は2億5,126万2,327円であります。

第8款保健事業費、予算現額1,555万7,000円に対しまして、支出済額は1,456万4,961円であります。

第9款基金積立金、予算現額17万3,000円に対しまして、支出済額は17万2,593円であります。

第10款諸支出金、予算現額892万4,000円に対しまして、支出済額は861万1,183円であります。

第11款予備費、予算現額1,715万6,000円に対しまして、支出済額は0円となっておりますが、当初予算額2,000万円との差額284万4,000円を保険給付費等へ充用しております。

以上、歳出合計は、予算現額12億1,994万7,000円に対しまして、支出済額は11億5,585万62円あります。歳入歳出差し引き残額1,155万2,675円を平成30年度へ繰り越しました。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の決算について説明いたします。

153ページの実質収支に関する調書をお開きください。

後期高齢者医療特別会計の歳入総額は1億3,012万340円、歳出総額は1億2,991万8,657円で、歳入歳出差し引き額20万1,683円が実質収支額であります。

次に、歳入の各款について説明いたします。

154ページをお願いします。第1款後期高齢者医療保険料、予算現額9,269万7,000円に対しまして、収入済額は9,260万1,244円あります。

第2款使用料及び手数料、予算現額1万6,000円に対しまして、収入済額は8,150円あります。

第3款繰入金、予算現額3,535万1,000円に対しまして、収入済額は3,448万3,420円あります。

第4款繰越金、予算現額30万円に対しまして、収入済額は23万4,756円

であります。

第5款諸収入、予算現額256万1,000円に対しまして、収入済額は279万2,770円であります。

以上、歳入合計は、予算現額1億3,092万5,000円に対しまして、調定額1億3,012万340円、収入済額も同額の1億3,012万340円で、不納欠損額及び収入未済額は0円であります。

次に、歳出の各款について説明いたします。

155ページをお願いします。第1款総務費、予算現額686万1,000円に対しまして、支出済額は652万5,029円であります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額1億2,103万7,000円に対しまして、支出済額は1億2,103万6,885円であります。

第3款保健事業費、予算現額234万5,000円に対しまして、支出済額は217万1,401円であります。

第4款諸支出金、予算現額20万4,000円に対しまして、支出済額は18万5,342円であります。

第5款予備費、予算現額47万8,000円に対しまして、支出済額は0円となっておりますが、当初予算額50万円との差額2万2,000円を諸支出金などへ充用しております。

以上、歳出合計は、予算現額1億3,092万5,000円に対しまして、支出済額は1億2,991万8,657円であります。歳入歳出差し引き残額20万1,683円を平成30年度へ繰り越しました。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。

次に、介護保険事業勘定特別会計の決算について説明いたします。

165ページの実質収支に関する調書をお開きください。

歳入総額は7億9,511万7,733円、歳出総額は7億8,666万9,247円で、歳入歳出差し引き額844万8,486円が実質収支額であります。なお、うち343万9,200円を、地方自治法第233条の2の規定に基づき基金に繰り入れさせていただきました。

次に、歳入の各款についての説明いたします。

166ページをお願いします。第1款保険料、予算現額1億6,274万1,000円に対しまして、収入済額は1億6,685万624円であります。

第2款分担金及び負担金、予算現額1,000円に対しまして、収入はございませんでした。

第3款使用料及び手数料、予算現額1万円に対しまして、収入済額は1万1,750円あります。

第4款国庫支出金、予算現額2億616万3,000円に対しまして、収入済額は1億6,710万934円あります。

第5款支払基金交付金、予算現額2億4,132万7,000円に対しまして、収

入済額は2億66万3,643円であります。

第6款県支出金、予算現額1億2,935万6,000円に対しまして、収入済額は1億1,134万2,598円であります。

ページをめくっていただきまして、第7款財産収入、予算現額14万2,000円に対しまして、収入済額は14万2,222円であります。

第8款繰入金、予算現額2億288万9,000円に対しまして、収入済額は1億4,464万8,445円であります。

第9款繰越金、予算現額406万円に対しまして、収入済額は428万977円であります。

第10款諸収入、予算現額4,000円に対しまして、収入済額は7万6,540円であります。

以上、歳入合計は、予算現額9億4,669万3,000円に対しまして、調定額7億9,533万1,209円、収入済額7億9,511万7,733円で、不納欠損額0円、収入未済額は21万3,476円であります。

次に、歳出の各款について説明いたします。

168ページをお願いします。第1款総務費、予算現額4,678万9,000円に対しまして、支出済額は4,268万5,846円であります。

第2款保険給付費、予算現額8億3,593万6,000円に対しまして、支出済額は6億9,393万6,096円であります。

第3款地域支援事業費、予算現額6,123万2,000円に対しまして、支出済額は4,762万3,619円であります。

ページをめくっていただきまして、第4款基金積立金、予算現額14万3,000円に対しまして、支出済額は14万2,222円であります。

第5款諸支出金、予算現額249万4,000円に対しまして、支出済額は228万1,464円あります。

第6款予備費、予算現額9万9,000円、支出済額0円で、充用もございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額9億4,669万3,000円に対しまして、支出済額は7億8,666万9,247円あります。歳入歳出差し引き残額844万8,486円のうち、基金に積み立てた後の残額500万9,286円を平成30年度へ繰り越しました。

以上で介護保険事業勘定特別会計の説明を終わります。

続きまして、住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算について説明いたします。

194ページの実質収支に関する調書をお開きください。

住宅新築資金等貸付事業特別会計の歳入総額は518万1,488円、歳出総額は1,665万5,637円あります。歳入歳出差し引き歳入不足額1,147万4,149円が実質収支額であります。

次に、歳入の各款について説明いたします。

次の195ページをお願いします。第1款繰入金、予算現額、収入済額ともに同額の127万円であります。

第2款の繰越金は、予算現額、収入済額ともにございませんでした。

第3款諸収入、予算現額1,815万円に対しまして、収入済額は391万1,488円であります。

以上、歳入合計は、予算現額1,942万円に対しまして、調定額1億515万5,923円、収入済額518万1,488円で、収入未済額は9,997万4,435円であります。

次に、歳出の各款について説明いたします。

ページをめくっていただきまして、196ページをお願いします。第1款土木費、予算現額401万8,000円に対しまして、支出済額は127万円であります。

第2款公債費、予算現額300万5,000円に対しまして、支出済額は298万9,374円であります。

第3款前年度繰上充用金、予算現額1,239万7,000円に対しまして、支出済額は1,239万6,263円であります。

以上、歳出合計は、予算現額1,942万円に対しまして、支出済額は1,665万5,637円であります。歳入歳出差し引き歳入不足額1,147万4,149円は、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、翌年度歳入金の繰り上げ充用により全額補填いたしております。

以上で住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の説明を終わります。

以上、簡単ではございますが、平成29年度川西町一般会計及び特別会計の決算について説明申し上げましたが、細部につきましては、各会計の事項別明細書によりまして御審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

議 長（石田三郎君） 説明が終わりました。

この決算書案につきまして、過日会計監査が行われましたので、西田監査委員の報告を求めます。

西田監査委員。

監査委員（西田亜希子君） 平成29年度一般会計及び特別会計の決算審査の結果を御報告申し上げます。

去る7月26日に、松本監査委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定により、会計管理者に必要な調書の提出を求め、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計の予算の執行状況並びに現金の出納・保管、資金の運用などにつきましては、地方自治法並びに関係法令に抵触するところもなく、適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

平成30年9月10日

監査委員 西田亜希子

議 長（石田三郎君） お諮りいたします。

日程第4、認定第1号、平成29年度川西町一般会計・特別会計決算について、各関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（石田三郎君） 異議なしと認めます。よって、本案件は、厚生、総務・建設経済各常任委員会に付託します。

日程第5、認定第2号、平成29年度川西町水道事業会計決算についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） 次に、認定第2号、平成29年度川西町水道事業会計決算についてでございます。事業課長から御説明いたします。

議 長（石田三郎君） 中川事業課長。

事業課長（中川辰也君） それでは、日程第5、認定第2号、平成29年度川西町水道事業会計決算についてでございます。

まず、業務の決算概要について申し上げます。

水道事業会計決算書の3ページをお願いいたします。3.業務、(1)業務量を御覧ください。

給水人口は8,634人となり、前年度より70人の減となりました。

年間総配水量は93万1,009立米で、前年度より2万7,782立米の減となりました。

また、有収率につきましては94.20%で、前年度より0.88ポイントの増となっております。今後も積極的に漏水防止対策を行い、なお一層有収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に財務の決算状況について申し上げます。

11ページをお願いします。まず、営業面の会計であります収益的収入及び支出の収支状況でございます。

収入といたしましては、第1款水道事業収益の予算額2億2,537万9,000円に対し、決算額は2億2,195万7,856円の収入でございます。

次に支出といたしまして、第1款水道事業費用の予算額合計2億1,389万8,000円に対しまして、決算額は2億812万4,353円の支出となり、税抜きでの損益は1,241万1,324円の純利益となりました。

なお、平成29年6月15日付で県水への100%転換が完了したことで、受水費は増加しております。また、浄水場施設の維持管理経費につきましては、施設の休止に伴い、不要となっております。

次に12ページをお願いします。

主に建設改良費及び企業債に関する会計であります資本的収入及び支出会計の決算概要についてでございますが、収入は739万9,000円、支出については、



第1款資本的支出の予算額合計5,496万円に対し、決算額は5,382万4,380円となっております。したがって、収入額は支出済額に対しまして4,642万5,380円が不足いたしましたので、その補填財源として、過年度分損益勘定留保金4,502万7,380円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額139万8,000円となっております。

以上、平成29年度川西町水道事業会計決算の概要を説明いたしました。

慎重審議の上、適切なる御決定をいただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

議 長（石田三郎君） 説明が終わりました。

この決算書案につきまして、過日会計監査が行われましたので、西田監査委員に報告を求めます。

西田監査委員。

監査委員（西田亜希子君） 平成29年度川西町水道事業会計の決算審査の結果を御報告申し上げます。

去る7月26日に、松本監査委員とともに、地方公営企業法第30条第2項の規定により、事業課長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、その内容について厳正なる審査を実施いたしました結果、予算の執行状況並びに現金の出納・保管、資金の運用などにつきましては、地方公営企業法を初めとする関係法令に抵触するところもなく、適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

平成30年9月10日

監査委員 西田亜希子

議 長（石田三郎君） 監査報告が終わりました。

お諮りいたします。

日程第5、認定第2号、平成29年度川西町水道事業会計決算について、関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（石田三郎君） 異議なしと認めます。よって、本案件は、総務建設経済委員会に付託します。

日程第6、認定第3号、平成29年度川西町下水道事業会計決算についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） 次に、認定第3号、平成29年度川西町下水道事業会計決算についてでございます。これにつきましても事業課長から御説明いたします。

議 長（石田三郎君） 中川事業課長。

事業課長（中川辰也君） それでは、日程第6、認定第3号、平成29年度川西町下水道事業会計決算についてでございます。

まず、業務の決算概要について申し上げます。

下水道事業会計決算書の3ページをお願いいたします。3.業務、(1)業務量を御覧ください。

処理区域内人口は8,610人となり、前年度より70名の減となりました。普及率は99.7%で、水洗化率は97.3%となり、前年度と変わりありません。今後も高い普及率の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、財務の決算状況について申し上げます。

平成29年度につきましては、公営企業法適用初年度の決算となります。また、平成29年度及び平成30年度の2年間につきましては、消費税及び地方消費税が免税となります。

それでは、9ページをお願いいたします。まず、営業面の会計であります収益的収入及び支出の収支でございます。

収入といたしましては、第1款下水道事業収益の予算額2億7,831万9,000円に対し、決算額は2億7,888万235円の収入でございます。

次に、支出といたしまして、第1款下水道事業費用の予算額合計2億6,248万6,000円に対しまして、決算額は2億5,839万6,984円の支出となり、損益は2,048万3,251円の純利益となりました。

次に、10ページをお願いします。主に建設改良費及び企業債に関する会計であります資本的収入及び支出会計の決算状況についてであります。

収入といたしまして、第1款資本的収入の予算額2億656万6,000円に対しまして、決算額は1億7,866万円の収入でございます。

支出については、第1款資本的支出の予算額合計2億666万6,000円に対し、決算額は1億7,597万5,354円となっております。

なお、第1項建設改良費で、大和中央道延伸に伴う本管布設工事の予算額2,768万円を次年度に繰り越しました。

以上、平成29年度川西町下水道事業会計決算の概況を説明いたしました。

慎重審議の上、適切なる御決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長（石田三郎君） 説明が終わりました。

この決算書案につきまして、過日会計監査が行われましたので、西田監査委員の報告を求めます。

西田監査委員。

監査委員（西田亜希子君） 平成29年度川西町下水道事業会計の決算審査の結果を御報告申し上げます。

去る7月26日に、松本監査委員とともに、地方公営企業法第30条第2項の規定により、事業課長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、その内容について厳正なる審査を実施いたしました結果、予算の執行状況並びに現金の出納・保管、資金の運用などにつきましては、地方公営企業法を初めとする関係法令に抵触するところもなく、適正に行われているものと認

めましたので、御報告申し上げます。

平成30年9月10日

監査委員 西田亜希子

議 長（石田三郎君） 監査報告が終わりました。

お諮りいたします。

日程第6、認定第3号、平成29年度川西町下水道事業会計決算について、関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（石田三郎君） 異議なしと認めます。よって、本案件は、総務建設経済委員会に付託します。

お諮りいたします。

日程第7、承認第6号、平成30年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてより、日程第9、承認第8号、川西町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてまでの承認案3件を一括上程したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（石田三郎君） 異議なしと認、一括上程いたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） 次に、日程第7、承認第6号、平成30年度川西町一般会計補正予算の専決についてでございます。

4ページをお開きください。款3.民生費 項3.人権施策費 目1.人権施策総務費におきまして、下永集会所において屋根等の補修が必要となり、300万円を追加し、専決により執行したものでございます。なお、当該経費の財源につきましては、前年度繰越金を充当しております。

以上により、平成30年度川西町一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ49億7,569万1,000円となります。

次に、日程第8、承認第7号、平成30年川西町下水道事業会計補正予算の専決についてでございます。

4ページをお開きください。収益的収入でございます。

款1下水道事業収益 項3.特別利益におきましては、前年度よりの下水道事業会計法適用化に伴い、資産の取得に係る財源等の整理をした結果、過年度分の消費税において還付金1,236万5,000円が追加となるため、増額するものでございます。

3ページをお開きください。以上より、収益的収入第1款下水道事業収益は、2億6,893万2,000円となります。

4ページにお戻りください。次に、収益的支出でございます。

款1.下水道事業費用 項1.営業費用におきましては、今年度の人事異動に伴う

人件費 1,136万1,000円の増額をお願いするものでございます。

3ページをお開きください。以上により、収益的支出第1款下水道事業費用は、2億6,792万8,000円となります。

以上が専決処分した平成30年度補正予算関係でございます。

続きまして、専決いたしました条例について御説明いたします。

承認第8号、川西町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、生産性向上特別措置法が制定されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分としたものでございます。

3枚目「条例の概要」を御覧願います。右の欄の「概要」を御覧ください。

内容としましては、中小企業者等が取得した当該法の要件を満たす機械装置等に対する固定資産税を3年間課税しないものでございます。

専決処分につきましては以上でございます。

議 長（石田三郎君） お諮りいたします。

ただいまの承認案についての討論を省略し、各関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（石田三郎君） 異議なしと認め、厚生、総務・建設経済各常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

次に、日程第10、議案第42号、平成30年度川西町一般会計補正予算についてより、日程第17、議案第49号、川西町新防災情報システム整備工事請負契約の締結についてまでの8議案を一括上程いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（石田三郎君） 異議なしと認め、一括上程いたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） 次に、議案第42号、平成30年度川西町一般会計補正予算について説明いたします。

歳出の部でございます。

12ページをお開き願います。款2.総務費 項1.総務管理費 目1.一般管理費におきまして、平成32年度から導入される会計年度任用職員に係り、必要な例規を整備するための経費226万8,000円の追加、目3.財産管理費におきまして、役場本庁舎北側の開閉シャッターの修繕工事に要する経費64万8,000円の追加、目4.企画費におきまして、自治会へのLED補助の要望が当初の見込み以上となるため、101万円の追加、目10.基金費におきまして、前年度決算を待つ額が確定したふるさと応援寄附金の同基金への積立金619万7,000円の追加、款3.民生費 項1.社会福祉費 目1.社会福祉総務費におきまして、障害者の

補装具に係る購入・修理の件数が当初の見込みを上回ることによる扶助費の増額及び介護保険特別会計において新たな補助が見込めることによる繰出金の減で、差し引き67万円の追加、目2.国民年金費におきまして、事務処理の効率化を目的とした年金事務の届け出様式などの電子データ化に係るシステム改修経費85万7,000円の追加、項3.人権施策費 目1.人権施策総務費におきまして、老朽施設の安全対策として、下永火葬場煙突の耐震調査並びに下永集会所周辺のブロック塀の撤去、フェンスの設置及び梅戸火葬場解体撤去の設計費、合計500万円の増額をお願いするものでございます。

13ページに移りまして、款4.衛生費 項1.保健衛生費 目4.保健センター費におきまして、職員の業務負担軽減のためのアルバイト経費をお願いするものでございます。

款5.農商工業費 項2.商工費 目2.商工業振興費におきましては、財源の更正を行うもので、予算額の増減はございません。

款6.土木費 項1.土木管理費 目2.空家対策費におきまして、所有者不明の空家に係る緊急安全措置を図るための経費45万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、項2.道路橋梁費 目1.道路橋梁維持費におきまして、町道の維持管理経費の有利な財源を確保するために、舗装に係る個別施設計画の策定費289万5,000円の増額をお願いするものです。

続いて、14ページをお開き願います。項3.都市計画費 目1.都市計画総務費におきまして、東城踏切の廃止に伴う地区道路の用地測量及び地質調査等の経費3,329万1,000円の増額をお願いするものです。

款8.教育費 項1.教育総務費 目2.事務局費におきまして、幼稚園と小学校の空調整備の追加に要する経費274万6000円、項5.幼稚園費におきまして、自動火災報知機などの消防設備の修繕費22万6,000円の追加をお願いするものでございます。

項6.社会教育費 目1.社会教育総務費におきまして、公用車の修繕費17万6,000円、目2.文化会館費におきまして、非常用発電機の修繕費67万7,000円の追加、目4.地域・家庭教育力活性化推進費におきましては、子育て支援事業として奈良県の補助が受けられることとなったため、いろいろな世代の人たちとつながれる機会や場をつくるリーダーを養成する講座の開催に必要な経費44万9,000円の追加をお願いするものでございます。

目12.いぶき子どもセンター運営費におきましては、当該センター運動場の排水設備の修繕費17万3,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、歳入の部でございます。

9ページをお開きください。款13.国庫支出金 項1.国庫負担金におきましては、自立支援・障害者補装具給付に係る国庫負担金で75万円の増額、制度改正に伴う子どものための教育・保育給付費の予算配置替えに係り8,911万円の減額、

差し引き 8,836 万円の減額をお願いするものでございます。

項 2. 国庫補助金におきましては、子どものための教育・保育給付費の配置替えに係る増額 8,911 万円をお願いするものでございます。

項 3. 委託金におきまして、国民年金システムの改修に伴う協力連携事務費の増額 85 万 7,000 円をお願いするものでございます。

款 14. 県支出金 項 1. 県負担金 目 1. 民生費県負担金におきましては、先に述べました自立支援・障害給付の県負担金として 37 万 5,000 円の増額、先に述べました保育給付費におきまして、国庫と同様、負担金から補助金への予算配置替に係る減額 4,455 万 5,000 円、差し引き 4,418 万円の減額をお願いするものでございます。

10 ページにかわりまして、項 2. 県補助金におきましては、目 1. 民生費県補助金で、県負担金から補助金への予算配置替えに係る増額 4,455 万 5,000 円、目 5. 教育費補助金では、家庭教育支援チーム事業補助金が新たに採択されたことによる 20 万円の追加、合計 4,475 万 5,000 円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、款 15. 財産収入 項 2. 財産売払収入におきましては、株式会社大阪精工への法定外公共物（里道）の払い下げに係るもので、482 万 1,000 円の増額をお願いするものでございます。

款 17. 繰入金 項 1. 基金繰入金におきましては、次に申します繰越金の額が増額することに伴い、財源調整のため、目 1. 減債基金繰入金におきましては 1,560 万円、目 5. まちづくり基金につきましては 1 億 9,600 万円を減額し、目 2. 自治振興基金については、歳出で御説明申し上げました自治会 L E D 補助の原資とするため 310 万円の増額、差し引き 2 億 850 万円の減額をお願いするものでございます。

11 ページにかわりまして、款 18. 繰越金 項 1. 繰越金におきましては、前年度繰越金の確定により、2 億 6,418 万円の増額をお願いするものでございます。

款 19. 諸収入 項 3. 雑入におきましては、自動車損害保険共済金 17 万 5,000 円の増額をお願いするものでございます。

款 20. 町債 項 1. 町債につきましては、普通交付税算定に伴う臨時財政対策債の発行可能額の確定による 466 万 4,000 円の減額をお願いするものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ 5,819 万 4,000 円の増額補正をお願いするもので、これにより平成 30 年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ 50 億 3,388 万 5,000 円となります。

次に、議案第 43 号、平成 30 年度川西町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

4 ページをお開きください。下段の歳出の部でございます。

款 6. 諸支出金におきまして、前年度の一般被保険者療養給付費の確定に伴う国

への返還金として、1,037万3,000円を増額するものでございます。

続きまして、上段の歳入の部でございます。

款4.療養給付費等交付金につきましては、退職被保険者に係る過年度交付金の精算分として、社会保険支払基金からの追加交付424万6,000円の増額をお願いするものでございます。

款7.繰入金につきましては、財源調整のため、542万4,000円の減額をお願いするものでございます。

款8.繰越金につきましては、前年度からの繰越額の確定に伴い、1,155万1,000円の増額をお願いするものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ1,037万3,000円の増額補正をお願いするもので、これにより、平成30年度川西町国民健康保険特別会計予算の総額は、9億9,222万8,000円となります。

次に、議案第44号、平成30年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてでございます。

歳出の部でございます。

5ページをお開きください。款1.総務費につきましては、介護保険制度の改正に伴うシステム改修費に係る財源調整を行うものでございます。

款5.諸支出金につきましては、前年度の給付費実績に伴い生じた国庫、県、社会保険診療報酬支払基金に対する返還金及び前年度までにおいて第1号被保険者の異動によって生じた当該被保険者への保険料の還付金、合計500万8,000円の増額をお願いするものでございます。

歳入の部でございます。

4ページにお戻りください。款4.国庫支出金につきましては、介護保険報酬改正に伴うシステム改修に係る補助金の内示により、83万円の増額をお願いするものでございます。

款8.繰入金につきましては、先述の補助金の増に対応して、一般会計からの繰入金83万円の減額をお願いするものでございます。

款9.繰越金につきましては、前年度の繰越金が確定したことにより、500万8,000円の増額をお願いするものです。

以上により、歳入歳出それぞれ500万8,000円の増額補正をお願いするもので、これにより、平成30年度川西町介護保険事業勘定特別会計の総額は、8億6,370万2,000円となります。

以上が平成30年度補正予算関係でございます。

続きまして、条例改正及び契約の締結について御説明いたします。

議案第45号、川西町総合審議会条例等の一部改正についてでございます。

2枚目「条例の概要」をお開き願います。

この条例の改正は、先般行いました組織改革に伴う条文の整備を行うための改正でございます。内容につきましては、部署の改正としまして、川西町総合計画審議

会条例、川西町都市計画審議会条例、川西町子ども・子育て会議条例の一部を改正し、部の廃止によるものとしましては、川西町行政組織条例、川西町防災会議条例、一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第46号、川西町地域福祉基金条例の一部改正についてでございます。

2枚目の「条例の概要」をお開き願います。

この条例の改正は、介護保険・介護サービス事業勘定特別会計が平成28年度で廃止されたことに伴う条文の整備を行う改正でございます。

続きまして、議案第47号、川西町税条例等の一部改正についてでございます。

2枚目「条例の概要」をお開き願います。

この条例の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことによる町条例の一部改正でございます。内容といたしましては、法人等に伴う電子申告義務化の規定整備、町民税に伴う障害者、未成年者、寡婦(夫)に対する非課税措置の所得要件の見直し、町民税に伴う基礎控除額及び調整控除額に所得要件の創設、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直し、たばこ税における区分創設及び換算方法の見直し、税率の段階的な引き上げといった内容の改正でございます。

続きまして、議案第48号、川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

2枚目「条例の概要」をお開き願います。

この条例の改正は、国の関係省令等の改正に伴い、条文の整備を行うものでございます。

条例改正は以上でございます。

続きまして、議案第49号、川西町新防災情報システム整備工事請負契約の締結についてでございます。

これは、川西町新防災情報システム整備工事を行うに当たり、その予定価格が条例で定める額である5,000万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

業者選定につきましては、プロポーザル方式により選定し、最良の提案があった日本電気株式会社奈良支店に決定いたしましたので、請負契約の締結について御承認をお願いするものでございます。

契約金額は2億2,334万4,000円でございます。

以上でございます。何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（石田三郎君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの各議案については、各関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石田三郎君） 異議なしと認め、厚生、総務・建設経済各常任委員会に付託



いたします。

なお、各委員会の開催は通告のとおりですので、お願い申し上げます。

次に、日程第18、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町長（竹村匡正君）　　続きます、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

諮問第3号につきましては、現在、人権擁護委員として就任していただいております石田貞子委員の任期満了に伴う後任として、井村高子氏を当該委員候補者として推薦したく、議会の意見を求めるものでございます。

井村氏は、昭和47年7月13日生まれでございます。平成27年4月から総務省行政相談委員など、多方面で御活躍いただいております。

何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（石田三郎君）　　説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま説明のありました諮問第3号については、異議がないと答申したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（石田三郎君）　　異議なしと認め、異議がないと答申することに決定いたしました。

次に、日程第19、同意第5号、川西町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町長（竹村匡正君）　　続きます、同意第5号、川西町公平委員会委員の選任についてでございます。

同意第5号につきましては、現在、公平委員として就任していただいております川合紀子委員の任期満了に伴う後任として、新たに後藤忠弘氏に就任いただきたく、御同意を願うものでございます。

後藤氏は、昭和28年2月19日生まれでございます。長年にわたり警察官として奈良県警に勤務され、退職後も一般財団法人奈良県交通安全協会専務理事として現在御活躍されております。

何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（石田三郎君）　　ただいま説明のありました同意第5号について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（石田三郎君）　　質疑がないようですので、討論を省略し、採決いたします。

お諮りいたします。

同意第5号、川西町公平委員会委員 後藤忠弘氏の選任について、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長(石田三郎君) 賛成全員により、本案件は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第20、同意第6号、川西町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長(竹村匡正君) 続きまして、同意第6号、川西町教育委員会委員の任命についてでございます。

同意第6号につきましては、現在、教育委員として就任していただいております松井宏至委員の再任につきまして御同意を願うものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

議 長(石田三郎君) ただいま説明のありました同意第6号について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(石田三郎君) 質疑がないようですので、討論を省略し、採決いたします。お諮りいたします。

同意第6号、川西町教育委員会委員 松井宏至氏の任命について、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長(石田三郎君) 賛成全員により、本案件は、原案のとおり同意することに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会し、明日は休会とし、9月12日午前10時に再開いたします。

長時間ありがとうございました。

(午前11時23分 散会)

平成 3 0 年川西町議会  
第 3 回定例会会議録

( 第 2 号 )

平成 3 0 年 9 月 1 2 日

平成30年川西町議会第2回定例会会議録（再 開）

招集年月日	平成30年9月12日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成30年9月12日 午前10時 宣告	
出席議員	1番 松村定則      2番 安井知子      3番 福西広理 4番 伊藤彰夫      5番 石田三郎      6番 今村榮一 7番 松本史郎      8番 寺澤秀和 10番 中嶋正澄      11番 芝 和也      12番 大植 正	
欠席議員	9番 森本修司	
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	町長 竹村匡正      副町長 森田政美 教育長 山嶋健司      総務担当理事 西村俊哉 教委事務局長 奥 隆至      会計管理者 福本誠治 総務課長 石田知孝      総合政策課長 山口尚亮 税務課長 西川直明      事業課長 中川辰也 健康福祉課長 吉岡秀樹      住民保険課長 大西成弘 長寿介護課長 岡田充浩	
	監査委員 出席なし	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議会事務局長 安井洋次 モニター係 篠原愛子	
本日の会議に 付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名 議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	2番 安井 知子 議員	3番 福西 広理 議員

# 川西町議会第3回定例会(議事日程)

平成30年9月12日(水)午前10時00分再開

日程	議案番号	件名
第1		一般質問
第2		総括質疑

(午前10時00分 再開)

議長(石田三郎君) 皆さん、おはようございます。

これより平成30年川西町議会第3回定例会を再開いたします。

会議に先立ち、9番 森本修司議員より欠席届が提出されております。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

それでは、質問通告順により順次質問を許します。

2番 安井知子君。

2番議員(安井知子君) おはようございます。議長の許可を得まして質問させていただきます。

平成30年6月27日に出されました住民監査請求につきお尋ねいたします。

私が議員になって4年目、初めて住民監査請求が出されました。これは、議員が見過ごしたことを住民の方が行政・議会に疑問を持ち、質問されたということ。今回、47日目、8月13日に、却下という形で監査請求者に通知されました。

1件目、町の出先機関におき、コピー使用料を不適正に処理されてきたとの件。

内容。職員の人事異動により、所属不明の金銭が発見された。それがコピー使用料だったとのこと。これを別の場所に保管していた。その金額は1,191円。今回、これを雑入処理した。よって、川西町に損害をもたらしていないので、却下。

この件、数社の新聞社と個人に投書されました。川西町職員による新聞社への投書は、奈良県の行政機関の中で一番多いとのこと。無記名ですから、本当のこと、思い違い等いろいろあると思います。

ここで私からの質問です。

コピー使用料は1枚10円です。なぜ1円の端数が出るのですか。

領収書の控えが出てきたとのこと。これは1年分ですか、それとも長年の分ですか。昨年は雑入処理されていますか。開示できますか。

また、このような事象が発生した件について、町としてはどのようにお考えですか。お聞かせください。

2件目、平成30年6月18日午前7時58分に発生した大阪北部地震への対応が適正であったかについて。

結果。これは、財務会計行為に当たらないので、却下。

当日同時刻に児童の大半が教室内にいたと考えられます。たった10秒ほどの地震です。日ごろ教えていても、いざというときに何ができたか。何もできないのが現実だと思います。児童、保護者に不安を感じさせるようでは、今後東南海地震の発生を危惧されている現在、大きな課題になると思います。

先生は、児童をわが子と思い対応すべし。災害時の身の処し方は、教科を教えることから離れた基本的な教えです。今後、子どもたちにとって大切かつ必要となる教えです。大人による日ごろからのシミュレーションを必要とします。児童や保護

者からも信頼される先生の動きを求めるものです。

以上2件、姓名を名乗っての監査請求です。行政は60日以内に請求人に返事をする必要があるとのことですが、迅速な対応をモットーとされている今日、今回47日かかりました。2件の事案、安易に考えるべきではないと思い、改めて質問します。

2、給食の食べ残しについて。

先生の仕事のひとつとして、給食の食べ残しを記録されているとのこと。何のために？ もちろん栄養のある、おいしい、子どもたちが好むメニューを勧めるためだと思います。記録された数字をどのように利活用されていますか。ファイルだけの仕事なら、先生の過重労働にもなります。

子どもたちはどのように考えているか、アンケート等で把握されていますか。栄養士の先生と連携されていますか。

終わります。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 安井議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目、住民監査請求についてでございます。

本町の出先機関である西人権文化センターにおいて、コピー代金が不適切に処理されていた件でございますが、この件につきましては、職員の人事異動により、後任の者が事務机を整理していた際に現金51円を発見し、また、同時期に領収書の控えも発見していたことから、コピー代金であるものと推定し、領収書の控えをもとに財務会計システムで歳入確認をしましたところ、未処理であったことが判明いたしました。このことを受けまして、総務理事と担当課長とが前任者に事情を聴取し、その結果、センターへの来館者で個人的な使用目的の場合にのみコピー使用料金を徴収しており、その際に、歳入処理は行わずに別の場所で保管していたというものでございました。

さらに、同様の内容で事務机以外の場所にも保管していないかどうか問いただしましたところ、別に1,140円を保管していることを確認いたしました。

また、それ以外の金員は発見されなかったため、前任者である本人がコピー使用料として保管していた1,140円と事務机から発見された51円を合わせた1,191円について雑入処理をしたところでございます。

そこで、議員御指摘の1円の端数についてでございますが、コピー代金については、本町では基本1枚につき10円としていますので、1円という端数がコピー使用料そのものとして発生するということはないと考えられます。ところが、前任者からの聴取内容からは、コピー料金以外の収入目途は判明しませんでした。しかし、当該金員は通常私物を置く場所ではなかったということから、この51円は、前後の状況から判断して、公金であることに間違いないと判断いたしました。

このような理由で、端数の1円も合わせてコピー代金に含めて雑入処理をしたものでございます。

なお、領収書に記載のあるコピー代金については26年から28年のものであり、合わせて440円分ありましたが、個人さん側から領収書は必要ないと言われた場合には、未発行のまま使用料を徴収していたとのことですので、以外の明細はないということになります。

また、昨年度分については、個人からのコピーの依頼もなく、実績がなかったと前任の担当者から聴取しております。これを示す資料としましては、先ほど説明いたしました領収書のほかはない状況でございます。

町といたしましても、今回の件につきましては、まことに遺憾に思っているところであります。今回の件を受けまして、今後、会計上の取り扱いにつきましては、各管理職から既に作成しております会計マニュアルに基づく指導を行い、会計のチェックを今まで以上に強化して臨んでまいりたいと思っております。

次に、「監査請求に対し、回答に日数がかかり過ぎているのでは」との御意見でございますが、御質問の監査請求につきましては、地方公共団体の職員等によります違法または不当な財務会計上の行為による損害を防ぐことを主たる目的として、住民が監査委員に対して行うものでございます。

加えて、監査委員は独任制の機関であり、その権限行為について上級機関の指揮命令は受けず、市町村長から独立して、その職務権限を行使するものとされております。この観点から申し上げますと、行われました監査請求の内容等につきましては、監査委員が行われたことでございますので、本来、私が答えるべき立場ではございませんが、私なりに調べましたところ、地方自治法第242条第5項において、請求書の受け付けから請求人への監査結果の通知までの期間は60日以内となっております。また、調査いただく内容といたしまして、関係部局等への事情聴取などを行った上、監査結果の決定をするため、ある程度の日数が必要になってくるかと考えられます。なお、今回の監査請求に対しても、6回、監査委員による審議を行っていただいたと聞いております。私といたしましては、慎重かつ丁寧な対応をしていただいたと思っております。

先般の大阪北部地震時の小学校に関する件並びに給食の食べ残しの件につきましては、教育長から説明していただきます。

以上です。

議長（石田三郎君） 教育長。

教育長（山嶋健司君） 安井議員の御質問にある、本年6月18日午前7時58分に発生した大阪北部地震での対応が適切であったか、並びに給食の食べ残しについての2点について、私から回答させていただきます。

まず、大阪北部地震発生時における学校教職員の対応についてでございますが、地震発生時はちょうど通学時間帯でありまして、既に登校し教室にいた者、運動場、エントランス、学校の各門から昇降口までの間にいた者、学校のごく近辺の通学路上を学校に向かっていた者など、さまざまな状況にありました。教職員等につきましては、学級担任14名を含め24名が既に出勤済みで、自教室や職員室で職務に



ついておりました。

地震発生時、ほとんどの児童は、平時より取り組んでいる訓練どおり、揺れを感じた直後に素早く机の下に入ったり、頭部を守り、ダンゴムシの姿勢をとったりしましたが、一部立ち尽くす児童もいたことから、近くにいた教職員が各所で大声で「しゃがみなさい。伏せなさい。頭を守って」等々のマニュアルにある指示がなされました。当日は小雨であったこと、登校中の児童もおり、全児童の安全確認ができていないことなどから、マニュアルでは運動場に集合・避難とはなっていますが、学校長判断により、目視による校舎内の安全確認を行い、児童へは、「登校した児童の皆さんは、慌てず教室に入り、先生の指示に従うこと」、「先生方は子どもの安全確認を引き続き行うこと」など、校内放送により指示が出されました。

教育委員会として、学校長に対し、地震による学校の被害、児童の状況について確認を行ったところ、「現在のところ、人的被害や校舎内外における重大な被害状況は認められない」との報告を受け、また、「余震の懸念はあるが、引き続き児童の安否確認と安全確認を行い、可能との判断ができれば通常どおり授業を行いたい」との意向を受けました。この後学校で開催された緊急の職員会議では、改めて児童の登校状況やけがの有無についての確認を行うとともに、心のケアも視野に入れた対応、校舎内外の危険箇所については発見次第管理職に連絡すること、震度4の震災発生時の対応マニュアルに沿って通常の授業を行うこと等が指示・伝達されております。

また、配信が少しおくれた感は否めませんが、8時58分には、保護者に対し、児童の無事と本日の授業を予定どおり行う旨のコスモメールが配信されております。

また、下校時には、学校管理職や校外指導部担当者により、安全確認等、下校時の様子を巡回パトロールするなど、余震への懸念と通学路の安全確認を兼ねた対応を行い、地震発生の翌日には、学校長の指示により、各部団通学路に存在する塀や壁の調査が教職員により行われ、通学路にあるブロック塀等の危険箇所マップの作成も行われました。

教育委員会におきましても、通学路の安全確認を行うとともに、小学校作成のブロック塀等危険箇所マップの確認、箇所の追記を行い、学校とともに危険箇所に対する情報共有を行ったところでは、このブロック塀等危険箇所マップにつきましては、学校内に掲示するとともに、学校よりPTAに情報提供し、PTAと地元自治会の情報共有により、危険箇所の対応等、地元対策をお願いしたいと考えております。

また、6月27日には、今回の地震を教訓とした地震発生時における教職員・学校の対応についての総括が行われ、反省及び今後の対応について協議がなされております。

教育委員会といたしましても、危機管理意識の向上のために、7月に、教職員の地震災害発生時の校内安全点検研修として、防災士を招聘し、教室や校舎内におけ

る危険備品等についての研修を実施いたしました。引き続き児童の安全対策、安全な環境整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、御質問の給食の食べ残しに係る調査についてでございますが、残食調査については、残食を減らす、また食育の充実という観点から、栄養教諭、給食主任、担任等が連携して実施しているものでございます。御存じのように、学校給食については、学校給食実施基準により、摂取すべきエネルギー、必要な栄養素の基準が示されております。これに基づき、栄養教諭により献立が作成されております。

給食の食べ残しが多いということは、子どもたちが成長していくために必要なエネルギー、栄養素を給食において摂取し切れていないということにもつながりかねません。これを改善していくためには、残食の内容についても確認し、子どもたちが喜んで給食を食し、できるだけ完食できるような食材、調理方法により献立を工夫し、提供していく必要があります。児童の偏食、体格、男女差、その日の体調や食欲により変化は見られますが、川西小学校・幼稚園の児童・園児は、おおむね給食を楽しみにしてくれているようで、食べ残しは比較的少ない状況にあります。

残食の記録は、単なる残量の把握ではなく、その内容を確認するものであり、栄養教諭によってクラスごとに全食缶を目視確認し、多く残量があったクラスは、その都度、栄養教諭が担任へ報告し、改善に向けて話し合い、状況によっては、栄養教諭がそのクラスに出向いて児童に直接意見を聞く等の対応を行っている場合があります。

次に、アンケートの定期的な実施についてですが、近年は全学年対象の給食についてのアンケートということではなく、栄養教諭が給食時間に教室を参観した際に児童に意見を聞いたり、感想を聞いたり、食育の授業時には題材についての事前アンケートをとったり、ワークシートを実施して、個々の児童の食についての意識をはかっております。残食の調査については、あくまでも学校全体での食育指導、おいしい、残食の少ない給食の提供、子どもたちに必要な栄養の摂取対策として実施しているものであり、学校、教職員ともに食育に係る職務の一環と捉まえております。

以上、御理解をよろしくお願いいたします。

議長（石田三郎君） 安井議員。

2番議員（安井知子君） 私は、以前、川西町役場において3枚のコピーをしていたが、30円を支払いました。領収書はいただきませんでした。他の町の出先機関でも、「領収書は要らないと言われるので、出していませんでした」との返事をもらいました。

ところが、今回、1件目の回答で、領収書の控えが出てきた、それをコピー代と推定したとあるが、領収書には明細を照らしていないのか。長年分で51円の現金、領収書ありが440円、なしが700円、計1,191円。事件が起こってから歳入処理した。町に損害を発生させていないので、却下。いかにもずさんな話である。しかし、監査請求が出されたのだから、少なくとも今の町長答弁の内容と同じ答え

を監査請求者に返事すべきであった。私が議会で質問したから、後づけで帳尻を合わせた感がする。たかが1,191円と軽く扱っているならば、50億円の町運営の見きわめは難しくなってくるのでは？

2件目、財務会計行為に当たらないので却下とは。なぜ相手の心に届く返事ができないのか。子どもたちの命にかかわる案件です。別記として、今後を想定し、考え、1行でも記してもよかったのでは。「そのとき先生は何もしなかった」と言う保護者もおられることを念頭に置き、今回の答弁を届ければ、保護者も安心されるはず。

今後、監査請求のみならず、住民からの質問に対し、心ある対応、返事を期待します。

終わります。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 監査請求事案となりました西人権文化センター職員のコピー料金の歳入未処理につきましては、先ほども申し上げましたとおり、私といたしましても遺憾に思っているところでございます。

個々の職員の会計事務につきましては、管理監督の立場にある者がさらにチェックを厳しくするよう指示していくつもりでございます。

なお、監査請求につきましては、法で示されている要件を満たさない場合は監査ができないものとなっております。また、監査委員がなされる監査の行為につきましては、自治法上の規定もあり、常に公正不偏の態度を保持していただいた上で、職務権限を行使されております。従いまして、私から監査の結果などに対しましては申し上げることはできないのかなと思っております。

私といたしましては、今回の件についても適切に監査を行っていただいているものと考えております。回答に要した日数や財務会計上の行為の判断などにつきまして、安井議員として住民の立場を第一にされた上で、いろいろな思いがおありになることは承知いたしておるところではございますが、どうぞ御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議 長（石田三郎君） 4番 伊藤彰夫君。

4番議員（伊藤彰夫君） 議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

先に通告してありますように、防災対策についてでございます。

今年は、地震、台風、豪雨などが身近で発生しています。いつ災害に遭遇するかわかりません。防災の基本は、まず自助、自分で自分を災害から守ることです。そのためには、気象情報、災害関連情報、避難情報などが、いつでも、どこにいても、町民の皆さんに伝達されなければなりません。

1点目は、情報伝達についてお尋ねします。

本町では、平成3年に防災行政無線が全戸に設置されました。災害の発生が予想されるときや、災害発生時などに緊急に災害関連情報や避難情報などを町民にお知

らせるとともに、平常時においては一般行政情報を町民にお知らせして、大変役に立っており、今ではなくてはならないものになっています。さらに、携帯電話を使用した緊急速報メールや防災エリアメール、コスモス安全メールなどの複数の情報が発信されています。

しかし、情報伝達の実態はどうなっているのでしょうか。全町民に届いているのでしょうか。耳の遠い人にも、携帯電話をお持ちでない人にも届いているのでしょうか。これから取り組まれる新防災情報システムではどのように構築されようと考えておられるのか、お尋ねします。

2点目は、自分自身を災害から守る自主避難についてお尋ねします。

大型台風が接近すると、周辺の自治体の避難所開設の情報が携帯電話に入ってきます。本町には土砂災害危険地域はないものの、台風の進路に当たっている場合、不安な夜を自宅で一人で過ごすのではなく、和室のある避難所で複数の人と過ごすほうが、心強く、安心できるものと思います。安心して暮らせるまちづくりとして、台風接近時の早めの避難所開設が必要ではないでしょうかと、先日質問通告しましたところ、先ごろの台風21号のときに自主避難所を開設していただきました。その説明もあわせてお願いいたします。

3点目は、災害が発生した場合や避難勧告・避難指示が発令されたときの対応です。

避難所を開設したとき、避難生活物資の確保が必要になってきます。問題は、防災資機材、避難生活物資の保管場所についてです。今のテニスコートの横にある防災倉庫は、ハザードマップを見ますと、2メートル以上の浸水想定水深になっています。地震災害では使えても、洪水によって浸水した場合は使えなくなると思われます。洪水時は周辺の道路も水没するので、適地とは思えません。今の位置なら堤防道路から防災倉庫の2階につながる栈橋を取りつけるとか、あるいは各避難所の2階に分散して備蓄するとか、何らかの対応が必要ではないでしょうか。

以上3点、町長のお考えをお伺いいたします。

議 長（石田三郎君） 町長。  
町 長（竹村匡正君） 伊藤議員の御質問、「防災対策について」にお答えいたします。

まず、災害時における情報提供のあり方についてですが、本町は、地形的な環境から洪水等による災害を受けやすく、近年多発する豪雨や台風による風水害を最小限に抑えるため、正確かつ迅速な情報伝達が重要になると考えております。

そこで、1つ目の質問でございますが、議員お述べのように、本町では住民の皆様への防災対策として戸別受信機を世帯単位に貸し出ししており、災害関連情報などの緊急情報や自治会における情報周知など、広く住民の皆様へ情報伝達手段として御利用いただいております。また、他の災害情報の伝達手段として、住民の皆様へ災害の危険が迫った場合に送信するエリアメールなどを通じて防災関連の情報伝達を行っております。

今回、平成30年度、平成31年度の2カ年事業で、既設の防災行政無線を再整備いたします。この事業では、従来のアナログ方式からデジタル方式へ変更することにより、文字により入力した情報を防災行政無線、エリアメール、登録制メールであるコスモス安全メールなどに一括して配信することが可能となります。このことから、戸別受信機をお持ちでなくても、役場からの防災関連情報を迅速に確認できることを住民の皆様へ周知し、その上で、戸別受信機の必要性の有無について全世帯向けにアンケートを実施する予定で進めております。

また、聴覚に障害のある方につきましては、エリアメールによる防災情報を受けていただくことが可能でございますが、携帯電話をお持ちでない方に対しどのような対応ができるのか、今後、落札業者と調整してまいります。

次に、2つ目の質問ですが、自主避難所については、先般の台風21号の際、これまでの近隣市町村の開設状況を踏まえ、自主的な避難を呼びかける目的として、台風当日の朝9時より、川西町保健センターに自主避難所を開設いたしました。自主避難所に避難された方は、2世帯3人でした。本町では、これまで自主避難所を開設したケースはございませんでしたが、身の危険を感じ、速やかに安全な場所へ避難することを希望される住民の皆様に対し、今回、自主避難所を開設させていただきました。

今後の自主避難所の開設につきましては、今回のケースを検証の上、適切なタイミングを見きわめながら行いたいと考えております。

3番目の御質問ですが、防災倉庫への進入路につきましては、昨年度、防災倉庫西側の寺川堤防道路から防災倉庫へ車両等が進入できるよう整備をいたしました。洪水時の対策につきましては、議員御指摘のとおり、多面的な災害に対応できるよう検討する必要があると考えております。

また、防災備蓄品につきましては、これまで防災倉庫に一括して整備してまいりましたが、指定避難所開設時に避難された住民の皆様迅速に提供できるよう、既に水と毛布の一部は各指定避難所に分散しておりますが、今後は、食料も含めてさらに各指定避難所へ計画的に配備を進めていく所存でございます。今後は、備蓄管理を含め、災害時における生活関連物資の日常的な管理を継続的に実施したいと考えております。

以上です。

議長（石田三郎君） 伊藤議員。

4番議員（伊藤彰夫君） 町民の皆さんの身を守る防災関連情報は、迅速・的確に届かなくてはなりません。これから取り込まれる防災行政無線のデジタル化再整備によって、本町の防災力がますます向上することを期待しております。

自主避難所については、今回3名の方が避難されたとのこと。今後も安心して暮らせるまちづくりの一つとして、大型台風の接近時や豪雨が予想されるときなどは、早めに開設していただきたい。

防災備蓄品は、いざというときに不足が生じないように、継続して管理していた

だきたい。

以上、質問を終わります。

議長（石田三郎君） 1 番 松村定則君。

1 番議員（松村定則君） 1 番 松村定則です。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

水道管路更新についてであります。

川西町に張りめぐらされた水道管の総延長は6万4,096メートルで、事実上、どこに住んでも安全な水が供給されているわけです。しかし、水道管の多くが高度経済成長期に布設されており、これらの水道管は耐震性が低く、震災時の安定供給に課題があります。川西町内の耐用年数の40年を超えている石綿管などの水道管の延長は約2,390メートル。そこで、全ての水道管を更新するのに、担当課の計画では10年余りかかると伺っております。

川西町では、昨年6月より県営水道の水圧で配水する直結配水となり、水道管への圧力も変わっており、川西町の東の外れにある我が家の水道の圧力も、時間によっては強弱を繰り返しております。当然、地下に埋設してある水道管にも負荷がかかっているものと思われれます。いつ起こるかもしれない震災や大きな自動車の通行などで地中にひずみが生じたとき、水道管の破裂やジョイント部分の損壊による漏水、場合によっては道路の陥没や周辺地域への断水が懸念されます。

今後の水道管路更新への取り組みについて、町長のお考えをお伺いいたします。

以上です。

議長（石田三郎君） 町長。

町長（竹村匡正君） 松村議員の御質問、「水道管路更新について」にお答えいたします。

川西町における更新を必要とする水道本管としては、耐用年数を超えたもの及び石綿管と考えております。それぞれの延長は、法定耐用年数40年を経過したものが2,390メートル、このうち石綿管が115メートル含まれております。石綿管としましては2,110メートル、合わせて更新が必要となる延長は4,385メートルとなっております。

水道は、住民生活に欠かせない重要な設備でございます。本町としましては、他の管種に比べて強度が弱く、破損率の高い石綿管から水道管の更新等を進めているところでございます。

また、磯城郡3町では、平成28年度から水道事業の経営統合を進めております。その中で、管路整備については、平成29年3月に磯城郡水道広域化事業計画を作成し、石綿管の布設替えなどについても経営統合による国庫対象補助事業を利用することが可能となったため、事業を進めているところでございます。当該国庫補助事業に当たっては、管口径が150ミリ以上であること並びに各町にまたがる管路構成とすることが条件となります。この要件にのっとり、まずは広域連絡管理整備事業として石綿管布設が替え延長224.7メートルを平成29年と30年度で

実施し、続いて基盤整備事業として石綿管布設が延長902メートルを平成34年度から36年度で実施するよう計画しております。さらに、平成36年度から38年度の広域連絡管理整備事業においては、三宅町と管路を結合するための布設がえ及び新設として延長570メートルを計画しております。

この結果、本計画の実施によって、38年度までの石綿管更新の進捗率は、石綿管全体から見れば53.4%、管路全体から見れば25.7%を更新することになります。老朽管などの更新については、水道事業会計の全体バランスを図りながら、国庫補助などを利用しつつ、できる限り早期に進めていきたいと考えております。

また、進捗状況については、現状の水道収入をベースに計画しているものでございますので、今後は広域化による経費の節減や個々の水道利用者の御負担割合も考慮しながら、さらなる管路更新の進捗を図っていきたいと考えております。

以上です。

議 長（石田三郎君） 松村議員。

1 番 議員（松村定則君） 御回答ありがとうございます。順次計画をされているということで安心しておりますが、その中で、使用料金、基本料金などの値上げにつながるよう御配慮いただきまして、安心安全な水の安定供給に向けて、できるだけ早いうちに完了できますようお願いしておきます。

以上です。

議 長（石田三郎君） 3 番 福西広理君。

3 番 議員（福西広理君） 皆様、おはようございます。3 番 福西広理でございます。議長の許可を得ましたので、事前通告どおり3項目について質問させていただきます。

まず初めに、本町職員の防災訓練等の実施状況等についてお伺いします。

近年、地震や豪雨による災害が日本各地で頻繁に発生し、甚大な被害が出ております。被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げるとともに、亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。

河川に囲まれた川西町におきましても、いつ大きな災害が起きてもおかしくない状況であり、地域住民の災害に対する意識も年々高まり、行政の防災対策や初動対応への期待も大きくなってきております。

私も議員就任当初から防災対策の強化についていろいろと議論を重ねてまいりましたが、2017年3月議会定例会の一般質問において、本町職員向けの実践的な災害時の図上訓練の実施を求め、町長から翌年度に実施を行うと御答弁をいただきましたが、次年度においても県や関連機関との調整がとれずに、実施できませんでした。

本年度においてもまだ実施されていませんが、今後の実施計画はどのようなになっているのか、お聞かせください。

次に、今年の7月22日に、本町文化会館の利用者の方が心筋梗塞のため心肺停止状態になられるという事案が発生しました。そのときに、本町教育委員会の職員

が、胸骨圧迫とAEDを使用し、適切な救命処置を行い、その場で蘇生することができ、救急車、ドクターヘリへとスムーズに連携して病院へと引き継いだ結果、その方は一命を取りとめられ、現在は社会復帰されたと伺っております。

突発的な事件に対し早急かつ適切に対処された職員に、敬意と感謝を申し上げます。

本町役場には日々多くの来庁者があり、職員は、このような突発的な事故にも適切に対応できるスキルが必要であると感じたところでございます。

そこで、本町では、職員に対し救命講習の受講を推奨するなど、積極的にスキル向上に向け取り組んでおられるのか、また、どれくらいの人数がこのような講習を受講されているのか、お示してください。

次に、大和中央道延伸に伴う川西町道の整備についてお伺いします。

現在、本町を通る大和中央道の延伸計画が県の事業として進められていますが、こちらの進捗状況をお示してください。

また、この計画では、井戸橋から役場までの町道結崎梅戸線に接続する予定になっており、交通量の増加が予想されます。現在この道は、保田、唐院、梅戸、南吐田地区の小学生の通学路となっておりますので、歩道やガードレール等の安全対策を万全に行う必要があると考えますが、本町の整備計画について町長の御所見をお聞かせください。

3番目、当面の水道局跡地の施設の利活用についてお伺いします。

本年4月から水道事業が県水一本化となり、業務が本庁舎に移転し、水道局の施設が使用されていない状況となっております。水道局跡地の活用については、昨年の9月議会において、企業誘致などを含め活用方法を検討していると町長よりお示しいただきましたが、地下埋設物の問題等で先の見通しが立っていないのが現状です。

そこで、水道局跡地の活用が正式に決まるまでの当面の間、使用されていない施設・建物を民間企業や町内で起業を考えている方へ創業支援として短期的にでも貸し出すことなどを検討し、町有財産を有効に活用すべきと考えますが、町長の御所見をお伺いします。

以上、御答弁、よろしく願いいたします。

議長（石田三郎君） 町長。

議長（竹村匡正君） 福西議員の御質問にお答えいたします。

今年の6月以降は、大阪府北部地震災害、西日本豪雨災害、北海道南西部地震災害、また、台風につきましては例年より速いペースで発生しており、本町において幸い大きな被害はなかったものの、各地では甚大な被害が出ている状況でございます。私からも、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げるとともに、亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。

議員もお述べのように、本町は多くの河川に囲まれ、水害対策についてはとても重要なものと考えており、全国各地で発生する想定を超えた豪雨による災害につい



て、本町においても特に危惧しているところがございます。また、町民の皆様においても、多くの報道などで防災関連の被害情報を目の当たりにされていることから、防災への関心も高くなっていると考えられ、防災行政の果たす役割が重要となってきたところであると感じております。

御質問の本町職員向けの図上訓練でございますが、昨年の11月に実施すべく、奈良県とも数カ月前から準備を進めてまいったところではございますが、御承知のとおり、昨年の台風21号の被害によって年度中の実施ができなくなったのが現状でございます。

本年度につきましても、年度当初より、本年度中の図上訓練実施に向け、奈良県に申し込んでいるところではございますが、冒頭に申し上げましたとおり、大阪府北部地震、西日本豪雨災害など、また、台風につきましても毎週のように発生し、奈良県に災害をもたらしており、県担当部署との日程調整については、他市町村も含め未確定の状態でございます。

図上訓練については、特殊な訓練でもあり、県の指導のもと実施したいと考えておりますので、引き続き県と実施に向けた調整を図ってまいりたいと考えております。

なお、本町職員への防災訓練などの実施につきましては、災害が多く発生する出水期前に、昨年度の台風21号の反省点を踏まえて、素早くどう動くか、何を基準にどの体制に入るかなど、住民の安全を守るための行動を示した初動対応マニュアルを作成し、まず全職員に周知いたしました。そして、今年頻繁に訪れています台風でその初動対応を実践し、身につけているところがございます。幸い、図上訓練のような最悪の状況を想定した災害には至っておりませんが、職員といたしましては、貴重な実践を積んでいるものと考えております。

次に、本町における救命講習への取り組みにつきましては、消防署等で実施される救命講習を全職員が受講できるように努めております。AED救命器具導入時の際に全職員に向けて講習は行っておりますが、今後も定期的に受講していく体制を整えたいと思っております。特に、未受講者が10名程度おるんですけれども、その者については近々受講できるよう、手続を進めてまいりたいと考えております。

今回の文化会館での事案では、その成果があらわれたことであると大変喜んでいただいておりますが、これにおごることなく、今後もスキル向上に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、大和中央道延伸に伴う川西町道の整備についてでございます。

まず、大和中央道の延伸計画の進捗状況について、事業主体であります奈良県中和土木事務所に確認しましたところ、現在、防災倉庫付近で文化財発掘調査が実施されております。発掘調査終了後、県道天理王寺線から防災倉庫東側までの160メートル区間の道路擁壁整備に着手するとのことでございます。

道路整備用地買収状況につきましては、川西町内の50名の土地所有者のうち12名と契約を締結され、平成30年度は井戸地区、市場地区での交渉を進めている

とのことをごさいます。今後の見通しとしては、井戸橋から寺川までの間で一部土地所有者と面談できない状況にあることから、交渉が難航する見込みで、補償交渉、関係自治会・関係者との協議等に時間を要することから、当該道路の開通年度の見通しが立たないとのことをごさいます。早期完成を目指しますとの回答をいただいております。

当町といたしましても、奈良県に対し、大和中央道早期開通を強く要望するとともに、関係者協議等、県と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

町道整備につきましては、議員お述べのとおり、井戸橋から役場までの町道結崎梅戸線は、各自治会の小学生の通学路であり、大和中央道延伸が完成した場合、今以上の交通量の増加が想定され、道路を通行する小学生や住民が危険にさらされる可能性が拡大すると想定されます。小学生の通学及び住民の歩行の安全を確保するためにも、歩道整備等、何らかの安全対策を講じなければならないと考えているところでございます。

現在、奈良県中和土木事務所と大和中央道整備にあわせ、町道との接続について協議を実施しており、今後協議を行う中で町道の安全対策整備に協力いただけるよう、奈良県にお願いしていきたいと考えております。

また、県との協議が整い、本町で町道を整備する必要が生じた場合、歩道整備等の整備計画を策定し、安心安全なまちづくりに努めてまいり所存でございます。

最後に、水道局跡地の活用につきましては、議員お述べのとおり、企業誘致などを含め、活用方法を検討していきたいと考えております。しかしながら、具体的な計画の段階ではございません。水道局跡地につきましては、基本的に跡地全体を利用できるよう、地下埋設物の移転を含め、調査または県との協議を行ってまいりましたが、移転に関しましては困難であると判断しております。

旧水道局の建物といたしましては、4月移転の際に本庁舎に持ち込むことができなかった書類が一部保管されております。また、水道局として利用していた際の水道施設の装置がそのままの状態でございます。この建物を仮に貸し出そうといたしますと、慢性的に手狭となっております本庁舎に書庫スペースを確保する必要があるとともに、水道施設内の各装置の処分など多額の費用が発生してまいります。議員御指摘の町有財産の有効利用については、そのためにかかる費用対効果も含め、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（石田三郎君） 福西議員。

3番議員（福西広理君） まず最初に防災図上訓練の実施についてなんですけれども、2年前から実施する予定とおっしゃっていたにもかかわらず、いまだに奈良県との調整がとれていないという理由で図上訓練を実施しないというのは、甚だ遺憾に感じます。

奈良県に頼らずとも実施できると考えますが、消防署や防災士会に依頼を行ったり、町独自で訓練を行う方法などを模索したりはしておられないのか、まずこの点

について町長にお伺いします。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 図上訓練につきましては、お述べのとおり、実施はまだでございますが、防災は県との連携が必要となる場面が大きいため、昨年から県と調整し、準備を進めてまいっており、現時点では、まずは県との実施に向けた取り組みを第一に考えている次第でございます。今から新たに一から他団体と調整してまいるより早期に実施ができるものと判断しているところでございます。仮に今年度の図上訓練実施が厳しいといたしましても、同等の訓練と考えております初動対応訓練を実践で数回実施しており、職員にとっては有効な本年度の訓練であると考えているところでございます。

ただ、議員からの御提案のとおり、防災士会等との調整も今後検討させていただきたいと考えております。

いつ来るかわからない災害に向け、本町の防災対策が有効に機能できるよう、図上訓練や初動対応訓練などを実施していけるよう、今後も努力してまいる所存でございますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長（石田三郎君） 福西議員。

3 番議員（福西広理君） 防災図上訓練というのは、一度行えば身につくというのではなく、何度も訓練を重ねることにより、起こり得る被害の想定、状況の判断、必要とする活動内容の意思決定、指示などの災害時の初動活動に最も必要なスキルが身につくとされていますので、奈良県や関連機関の指導のもと、特殊な訓練を行うということはもちろん必要ですけれども、協力が得られない場合においても、本町独自でできる範囲で訓練を実施していただき、防災に対する意識を高め、災害時における町民の生命・財産の被害が最小限になるよう取り組んでいただきますようお願いしておきます。

次に、救命講習の受講状況についてなんですけれども、職員中の未受講者が残り10名と御答弁いただきましたが、私の把握している限りでは、本町の取り組みにより受講したのは、AEDを本庁舎に導入した10年以上も前のことで、それ以降は何の取り組みもされていないと認識しております。消防署等が行う救命講習の内容、実施方法はほぼ毎年改定されており、2年に一度、最低でも3年に一度は再受講することが好ましいとされておりますので、御答弁いただきましたように、定期的に受講していく体制をきっちりと整え、職員のスキル向上に取り組んでいただくことをお願い申し上げます。

次に、2番目、大和中央道延伸計画についてですけれども、一部所有者との交渉が難航する見込みで、開通時期の見通しが立っていないとのことですが、これに関し、引き続き小学生の通学、住民の歩行の安全を確保できる計画を進めていただきますよう、こちらもお願しておきます。

最後の3番目、水道局跡地の施設の利活用についてですが、現段階では跡地全体の活用は地下埋設物の関係上難しいということは理解いたしました。しかし、建物

部分に関しては利活用が可能であると考えます。施設内の装置などは今後使用することは一切なく、いずれは処分しなければいけないごみであり、これを早いタイミングで処分し、余ったスペースを書類の保管場所にとどめず、有効に活用することを検討すべきだと考えますが、活用方法等については、近年、地方公共団体で活用され出しているサウンディング調査などを実施し、民間事業者が持っているアイデアやノウハウを取り入れていくということは検討されないのか、町長の御所見をお伺いします。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） まずは救命講習の受講でございますが、議員がお述べのとおり、AEDを本庁舎に導入した10年以上前、平成19年に一斉実施をしております、その後、平成26年に未受講者を対象に再度実施をして、その後は実施していない状況でございます。今後につきましては、お述べのとおり、定期的に受講し、職員のスキル向上に取り組んでまいりたいと思います。

そして、水道局跡地の施設の利活用についてでございますが、お述べのとおり、民間事業者から広く意見や提案などを求め、使用性の有無や活用アイデアを把握していくことも有効かなと考えております。今後の検討の中で有効利用についての問題点などを整理し、どのような方針で臨むべきか、議会の皆様方と協議させていただきながら結論を出していかなければならないと考えております。

本町の財産ということは、町民の財産でございます。しっかりと検討しながら進めてまいらなければならないと考えておるところでございますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長（石田三郎君） 福西議員。

3番議員（福西広理君） 町有財産の有効活用という部分ですけれども、全国各地で空家の問題などが顕著化してきており、本町でも空家問題に予算をつけて対策を行っているところで、住民さんに対しても空き家対策セミナーの開催や広報誌への掲載で、空家が放置されることなく有効に活用できる方法などを示しているところでございます。

そんな中で、本町の財産である物件がまちの景観を損なうような負債物件とならないように、利活用に努めていただくことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終了させていただきます。

議 長（石田三郎君） 11番 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） 11番 芝和也です。今般は、災害対策として、被災後の手だて等に関してお伺いいたします。

質問に入ります前に、今年の夏の大阪北部地震、そして西日本豪雨災害、また近畿を通過いたしました21号台風、そして先般の北海道を襲った地震ということで、一連の自然災害を通しまして全国的に広く甚大な被害が生じたところでございます。犠牲となられた皆さんに対しましてお悔やみを申し上げますとともに、被災者の皆さんへのお見舞いを私からも改めて申し上げます次第でございます。

さて、今般の地震もそうですが、こうした自然の脅威に対して被害が最小限にとどまるよう、さまざまに策を講じるべく、本町におきましても積年その取り組みが進められてきているところではありますが、近年、被害の発生は、想定をはるかに超える降雨量等により甚大な結果を生むに至っていることは、町長も御承知のとおりであります。備えあれば憂いなしのごとく、打つべき策は多いにこしたことはありませんし、それが防災の基本でもあります。さきに発生しました大阪北部地震や西日本豪雨災害の状況からしても、発生後の手だての充足具合で被災者への対応が大きく分かれることとなることがうかがえます。

本町の5カ所の指定避難所のうち、ふれあいセンターを除きまして、各体育館については空調設備は未整備でありますし、若干のポータブル機器の備えはあるものの、避難所の規模には合致していませんので、たまたま今年のような酷暑・猛暑のもとで避難生活を送ることになった場合には、とてもやありませんが、日々の避難生活に支障を来すことは容易に想像がつくところでもあります。

また、地震関連では、今年の大阪の教訓からも、ブロック塀による被害が如実のものとなったことから、現在各地ではそれに対応するべく、撤去や補強、フェンス等への取りかえ等々への手だてとして、費用の一部を補填する取り組みが実施され、これらを通じて整備の促進が図られているところでもあります。

この点、本町でも大いに教訓として、空調の整備やブロック塀の撤去等への補填策を講じて、今後に生きる備えが必要と考えますが、この辺の手だてにつきましていかに対応をなされていくのか、町長の御所見をお聞かせください。

並びに、避難所に関してであります。仮設資材等の活用などで、懸案の床のかさ上げの問題についてであります。今後に向けた方策について、あれば、その点についてもお聞かせいただきたいと存じます。

以上、御答弁、よろしくお願いいたします。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 芝議員の御質問、「災害対応について」にお答えいたします。

災害対策については、議員御指摘のとおり、大阪北部地震や西日本豪雨災害のように想定をはるかに超える甚大な被害がもたらされている状況であり、より高度な防災への対応が求められるようになってきていると感じております。

御質問の空調整備につきましては、現在、ふれあいセンターを除く各体育館には空調設備はなく、本町が防災資機材として保有するポータブルの機器では体育館全体を冷やすだけの機能がないというのが現状でございます。しかし、全ての避難施設に冷暖房設備を完備することは財政面の問題もあることから、暑さ対策については、空調整備を施しました公共施設も検討する必要があると考えております。また、中央体育館の武道場については、来年度において空調設備を整える予定をしておりますので、指定避難所開設時には御利用いただけるのではないかと考えております。

ブロック塀の危険箇所については、現在、公共施設や通学路の調査を終え、危険箇所への対策として、本議会へ補正予算を上程させていただいているところであり、

住民への安全対策を行ってまいりたいと考えております。

また、住民向けブロック塀の相談といたしましては、奈良県中和土木事務所建築課が窓口となって行っており、本町でも8月広報で住民の皆様へ周知させていただいているところでございます。

また、ブロック塀対策の補助金については現時点では考えておりませんが、近隣の市町村の状況も注視していきたいと考えております。

避難所における今後に向けた方策でございますが、床のかさ上げについては、昨年にも申し上げましたとおり、川西小学校では体育館及び校舎棟を地盤レベルから2メートルの浸水に対応しており、また、梅戸体育館につきましては、川西町洪水ハザードマップにおいて、町内最大5メートル以上の浸水が想定される場合におきましても浸水想定外の地域に立地しております。それ以外の避難所の施設につきましては、容易に床などのかさ上げを行うことは難しい状況でありますことから、今後、現状の避難所を再整備する場合においては、必要な防災対策を講じていかなければならないと考えております。

今後とも住民の皆様のお安全安心のため、日々発生するさまざまな災害に対応できるよう備えてまいりますとともに、現在保有している防災資機材や新たに購入する資機材が有効に活用できるよう備えてまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（石田三郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） まず、避難所の空調整備の関係についてであります。財政面の関係で整備は厳しい、こういうことでございました。

暑さとの関係なんですけれども、町長も御認識のとおり、災害というのはいつ起こるかわかりませんけれども、たまたま今年の酷暑・猛暑のこういう真夏の時期に起きて、かつ、台風が過ぎるそのときだけそこで過ごして、過ぎたらまたもとに戻るといった状態ではなくて、避難生活を余儀なくされるというような状況になった場合、やっぱり避難所が生活の拠点となってまいります。

そうした場合、暑さの中で現在の避難所が用を足せるというふうには考えにくいんですけれども、まず、その辺について町長御自身の認識はいかがでありますでしょうか。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 近年の酷暑からすると、夏季の時期に災害が起きたときに、避難所として皆様方が耐え得るのかどうかということでございますが、非常に厳しい状況になるということはわかりますけれども、万一に備えての場合の体育館への空調整備というのは、費用面と起こる確率等から考えて、整備すべきものかどうか、この辺の判断は非常に難しいかなと考えておるところでございます。

以上です。

議 長（石田三郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 整備をするにしても、それがいざ使う頻度から言うとどうか、費用対効果という側面からのお話であったかなというふうには思います。

体育館は体育館として使いますから、整備されていても、それはそれで有効活用には十分用を足すということやと私は考えますし、これまでは未整備でずっと来ましたがけれども、そういう体育館としての機能の側面に加えて、避難所で避難生活を送るということからしますと、年次計画の中でそういう整備も視野に入れていく、あるいは急場をしのぐということでもありますから、そういう点で言えば、ポータブル機器での対応、現状のレベルでとどめておくのではなくて、もう少し間に合う程度に機器のストックを備えながら、一定程度補強して対策を持つ、この辺は早急に手がかけられるところかなと思うんです。

そうしたことも含め、先の展望も見据えて、体育館での空調の整備、とりわけ中央体育館はキャパも広いですし、避難所としてはそこが中心になってくる。避難生活を送るとなりますと、まずは整備されたところへ来てもらってということにもなりますから、そういったことも含めて、その辺のお考えはいかがでありますでしょうか。

議長（石田三郎君） 町長。

町長（竹村匡正君） 先ほども申し上げましたとおり、夏季に災害が起こる頻度・確率と整備の費用との費用対効果等も考え、なかなか厳しいのかなと思っておりますが、体育館以外にも空調整備を施しました公共施設もございます。これは教育委員会部局とも相談しなければいけないんですけれども、そういった施設もございますので、その辺で検討させていただきたいなと考えておる次第でございます。

以上です。

議長（石田三郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） すぐにどうのこうのという話にはなりません、検討の俎上に乗せていただきながら、小学校体育館もしかりであります、それらも含めまして検討いただけたらというふうには思います。

続いて、ブロック塀の撤去等の補助についてであります。

県の取り組みに乗っていくということが中心で、個別の個人向けの手だてについては近隣の状況を見ていくということでしたが、被害そのもの、要するにブロック塀が被害をもたらすということについては、先般の大阪北部地震においてほとんどの方が認識をされ、如実のものとなったと思います。

この辺、町長御自身、そういった被害があることがわかっている、撤去というか取りかえもせんなん、あるいは補強もせんなんということなんですけれども、そういうことに対して、防災、災害を未然に防ぐという観点からの手だてということについて、ブロック塀がもたらす被害が如実のものになった時点での御認識はいかがでありますでしょうか。

議長（石田三郎君） 町長。

町長（竹村匡正君） 先般の大阪北部地震におきまして、高槻のほうでプールのブロック塀による女児の死亡事例もございましたとおり、ブロック塀の危険性については認識しておるところでございます。

その観点から、公共施設につきましては早急に調査しましたし、通学路につきま

しても調査を終えたところでございます。現在のところ、あの高槻で起きたような高い高さのブロック塀は見当たらないということでございますので、今後も通学路について、低いところでも大丈夫なのかどうかを検証していただきたいなと思っておるところでございます。

以上です。

議 長（石田三郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 早速、町の管理物件並びに子どもさんの通学路に関しては調査をし、そして、町の管理物件においては、取りかえんとあかんものについては取りかえの手だてということになっているわけでありまして、それはそのとおりで取り組みの一環だというふうには私も思っておりますが、いずれにしても、ブロック塀、特にあのことで皆さんが認識をしたのは、控えがあるのかないのかという話も含めまして、大体誰もそんなことは想定していませんでしたけれども、あの地震以来、ぱっと見たら控えがあるかないかがすぐわかりますので、そういう点では、「これは取りかえとかんとあかんわ」というふうに感じられた皆さんにおいては、既にもう手がけられている方もおいでであります。

最初のときに申しましたように、そういった撤去に対して補填する策を既に講じている自治体も県内でも少なからず出てきている状況であります。危険がわかっている、やっぱり取り除いておくか支替えておくかということから、それに備えようということから、そういった取り組みは進められているものであります。するかせんかという話では、まだするということにはなってませんが、そういうブロック塀の補強、撤去、更新、こういうことに関して補填策を講じることで有効に働くという認識は、町長御自身はどのようにお持ちでしょうか。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 先ほども申し上げましたとおり、公共施設については点検が既に済んだところでございます。あと通学路の部分は民地になるわけですが、こちらにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、広報において周知させていただき、皆様方に危険については認識していただいております。ブロック塀を所有している皆様方については、控えの設置とか、また取りかえとか、ぜひ所有者自身で行っていただきたいと思っております。先ほども申し上げましたとおり、補助金などについては現時点では考えていないというところでございます。

以上です。

議 長（石田三郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） それはそのとおりやと思います。町長のお考えは先ほど聞いたとおりであります。危ないさかいに取りかえなあかんとか、自ら気づいた皆さんは既にもうやっちはりますけれども、そういった手だてをすることで危険なものに対応できるようになる、こういうことに有効に働く、促進に役立つというふうにするか否か、その辺の認識について、もう一度お願いいたします。



議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 当然、補助金という形でお金がいただけるのであれば、幾らでも欲しいという方はいらっしゃると思うんですけども、あくまでも民地でのブロック塀でございますので、所有者御自身で対応していただきたいと、現時点ではそのように考えておるところでございます。

以上です。

議 長（石田三郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 現時点では手だてを打つことは考えていない、こう繰り返しておっしゃっていることは聞いております。

近隣の状況を見るということでもありましたし、横並びではないですけれども、その辺の流れの中で取り組みをしていくか、あるいは判断してしていくか、その辺の違いは出てくるかと思いますが、ここは策を講じることが役立つということは町長御自身もそういうふうに認識されていると思いますので、ぜひ前向きに御検討いただきたいと存じます。

それから、避難所の浸水に対する床のかさ上げですけれども、建物そのものの床を上げたら体育館が体育館になりませんし、そういう点では、仮設舞台を設置するというような意味合いからも、そういった仮設機材を事前に備えておいて、浸水に対して備える避難所としての床を確保する、こういうことなんですけれども、いずれにしても、浸水に対して避難指示を出して皆さんを避難所に誘導するわけで、それは自治体として行政が生命をきちんと守っていくということから、避難指示という呼びかけを自らの意思で行っているわけですから、その避難所として、それなりの備えをでき得るすべで対応していくということは、備えておくべきものだというふうに考えます。最後に、その点はいかがお考えか。「避難所へ行ってください」と誘導して、その避難所が浸水に対して備わっているのかどうかという、その辺の備えの部分に関してお伺いをいたします。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 本町で策定しております川西町洪水ハザードマップにおきましては、最悪のケースを想定しておるわけでございますけれども、それでは浸水に対応できているのは小学校及び梅戸体育館というのが現状であるというのは一目瞭然ではあるんですけども、それに対応してかさ上げするというのは、財政面も含め非常に厳しい状況であるというのも、また一つの認識であると思います。

先ほど議員がおっしゃいました仮設の設備、この辺に関しましては、また御意見を賜りたいなと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

議 長（石田三郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 時間が来ましたので終わりますが、ぜひよろしく願いいたします。

議 長（石田三郎君） これをもちまして一般質問を終わります。

続きまして、日程第2、総括質疑に入ります。

先日上程されました認定第1号、平成29年度川西町一般会計・特別会計決算についてより、議案第49号、川西町新防災情報システム整備工事請負契約の締結についてまでの認定案3件、承認案3件、議案8件について一括議題といたします。

去る10日、当局より提案説明が終わっておりますので、これより総括質疑に入ります。

質疑通告により、11番 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） 11番 芝和也です。29年度の一般会計決算並びに同じく29年度特別会計の国保と後期高齢者医療会計について若干お尋ねをいたします。

まず、一般会計であります、福祉医療の取り組みについてであります。

現在、国保加入者で子どもさんがおられるお家、その保護者に国保税の滞納が起こったら、国保証が正規のものから短期証とか資格証とかに変わりますけれども、そういう場合でも、高校生までの子どもさんに対しては正規の国保証がきちんと支給されるということで、制度上実施されております。これは、子どもには必要な医療が適切に受診できるよう措置されたものでありますけれども、福祉医療の精神とも全く合致するものであると私は考えておりますし、行政のとるべき手だてとしては至極当然の取り組みというふうに思っております。

福祉医療の子ども医療費に関してでありますけれども、この点での年齢引き上げの議論は、町長との間では、当面は中学校までで対応したいということで、現状のレベルまで引き上げてきましたので、その旨、これまでも繰り返しお述べでございますが、今言いましたように、国保証の支給の趣旨からしましても、福祉医療の精神と合致するものでありますので、この点、年齢の引き上げは高校卒業までがその範囲と考えても妥当というふうに私は思っております。

この点、町長御自身、検討の俎上にこれを加えていくという考えはあるかないか、この辺について意向、御所見をお伺いいたします。

それから、医療保険のことですけれども、これは、低所得者に対してどうやって底辺を支えていくかということで、この間議論を重ねている問題です。当該年度、29年度は、医療保険の分野では、後期高齢者医療保険におきまして、所得割において5割軽減を受けていた方が、その方の状態は変わりませんが、制度が2割引ということになりましたので、5割引やった方が2割引になりました。被扶養者やった方が後期高齢者に入られまして、それらの皆さんは均等割は9割引やったんですけれども、それが制度が7割引に変わりました。そういうふうに、置かれている状態は変わりませんが、制度がそれぞれ9割引から7割引、5割引から2割引というふうに変ったことに伴いまして、軽減適用範囲が縮小されることとなり、医療費の自己負担ということでは膨らんだことになってしまいました。

そこで、これら医療費の負担軽減の手だてについてなんですけれども、町長とは、この点では現行の法定制度で対応していきたいということで、手だてを独自にとる

ということでは平行線でありますけれども、御承知のとおり、国保や後期高齢者など加入者の皆さんで町長がおっしゃる対応している法定軽減の軽減対象になっている皆さんは、加入者全体で言えば、もう6割を超えているということは町長もよく御承知のとおりですから、所得基盤として、やっぱり所得の低い皆さんが中心にこの医療保険に入っておられるということになりますから、そういう皆さんの手だてをどうするのかということでありまして、軽減策は必要ではないかというふうに考えているところであります。

これらのことで、いずれにしても、その人の置かれている状態は変わりませんが、制度が変わったことによって、今までこの基準でOKやから軽減策を受けられてきたけれども、制度が下がって制度より上になったので、そこには乗らんようになりましたということがこの年の出来事なんですけれども、これは当人の問題ではなく、制度の問題で負担が膨らんだ、こういうこと以外の何物でもありませんが、その辺、町長御自身、制度の問題で負担が膨らんだという御認識はあると存じますが、そういった制度変更に伴う影響についての町長の御所見をお伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

議 長（石田三郎君） 町長。  
町 長（竹村匡正君） まず、芝議員仰せの平成29年度一般会計決算の福祉医療についてお答えさせていただきます。

子ども医療費の助成対象については、これまで、県の制度改正に準じ、中学生の通院についても拡充等を行ってきたところでございます。また、現在、子ども医療費の助成のうち、未就学児の医療費助成について償還払い方式から現物給付方式へ、平成31年8月診療分からの実施に向け、システム改修や条例改正を行う準備を進めているところでございます。

そこで、子ども医療費の助成対象を高校卒業また二十歳までとしているのは、平成29年8月1日現在では、県内39市町村のうちで6町村となっており、大半の市町村では県基準に合わせております。

本町といたしましては、さきに述べました未就学児の現物給付方式への改正を予定していることから、当面は県基準に準じて進めていきながら、近隣市町村の動向や住民からの要望などに注視していきたいと考えております。

次に、国保並びに後期高齢者医療についてでございますが、後期高齢者の保険料の所得割につきましては、平成29年度は基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方については、現行の5割軽減から2割軽減に、また社会保険や組合保険等の被扶養者であった方については、特例措置として当面行われている均等割の軽減措置の軽減割合が現行の9割から7割へと見直しがなされたことで、一部の被保険者の方には負担増になることとなりますが、被保険者数の伸びや医療費の伸びを勘案して制度を持続するための改正であり、制度自体の後退ではないと考えておるところでございます。

国保も後期高齢者医療も、県単位化・広域化により県内市町村全てが足並みをそろえて取り組んでいくことが大切であり、今回御質問の医療費の負担軽減策につきましては、一市町村だけが独自に講じる問題ではないと考えておりますので、町としましては何かの策を講ずる考えはございません。

以上でございます。

議長（石田三郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 子ども医療費は、町長が仰せのとおり、現状はそういうことですし、現物給付化も長年の議論の積み重ねの中から取り組みが進められている問題であります。子ども医療費も、現行は町長仰せのとおり、中学校卒業までを県も実施しましたので、それに伴って奈良県下は皆そういうことになりましたけれども、本町の場合ですと、県がまだ就学前までの時点において、諸般のことも考えて小学校卒業までの児童を対象にした手だてへと、まずは先に踏み切っていますし、そういう点では先駆けの動きをつくってきているというのも、これまたこれまでの議論の積み重ねの中で取り組んできた取り組みにもなっているところでもあります。

そういうことから、町長としては周りの状況を見ながら、全体として足並みをそろえていくということではありますが、当面は県基準でいきたいということではありますが、子どもの国保証の支給の観点で言えば、やっぱり適切な医療をきちんと子どもに受けさすということで、親の状態とは関係なく、制度上きちんと保障している問題でありますから、医療を受けるということに関しては、地域社会が育てていくという取り組みをしていっても、今日の社会の生育状態といえますのか、今日の社会の状況からすると、もうみんな支えていくという観点になってきているものというふうに考えます。

町長御自身、実施に向けてはなかなか踏み切れませんが、そういった子どもの医療を支えていくということについては十分にお考えをお持ちかと思いますが、その辺のところ、社会全体で次代の担い手の子どもを支えていくということに関してはいかがお考えか、その点についてお伺いをしたいと存じます。

それから、医療制度のことです。負担軽減について、これは制度上の問題ですので、どうしようもないところは十分にありますが、特例措置とはいえ、もともとは9割引でええよということでしたわけでありまして、それも、均等割で言えば、組合保険とか社会保険の被扶養者の方が後期に入ってきたときに、均等割に対しては9割引でええよと、こういうことでもあります。扶養者というのは、御承知のとおり、所得が一定水準までの方が扶養できますけれども、それを超えたら扶養できませんから、医療保険の観点で言いますと、それぐらいの収入の方までは軽減対象にしてあげたらええやんかというのが保険者の趣旨、制度上の趣旨やというふうに私は思います。それを、本来ですと全体をそのぐらいの収入までの方をその軽減策を充てていこうというふうに上げていくのが制度の問題であるというふうに思うんですけれども、制度のほうはそうと違ひまして、その制度の9割までまけてあげるよと言うてるやつを7割引に下げるという話でありますから、その人の

置かれている状態が、もともとは「あなたの収入ですと、そこまでまけてあげますよ」と言うてたやつを、周りと同じように、扶養者でない人と同じように7割引に引き下げるとい話になりますので、その人の負担軽減を、基準を下げて負担軽減から除外するというのがこの制度の問題だというふうに思います。

その辺、制度上の問題について、町長としては制度としてはどうお考えか。いつも言うてはりますように、それはそれで持続可能な制度ということで仕方がないという見方をされるのか、制度としては、やっぱり全体を引き上げて底辺を支えていくように制度のレベルを引き上げていくのか、その辺については町長はどういう視点、視野をお持ちか、重ねてお伺いいたします。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） まず、子どもの医療につきまして社会全体で支えていくという考え方はないのかというような趣旨であったかと思いますが、従来、未就学児までの医療費助成で対応していましたところを、2年前に中学卒業までという形で県下一斉に拡大してきたわけでございます。議員がお述べの高校生までが子どもの範疇に入るのではないかとということではございますが、高校生ぐらいになると、医療を使う機会も少なくなってきたておりますし、まずは義務教育の期間である中学生までというのが妥当な水準なのかなと考えております。

さらに言えば、保護者の立場からしてより強く求めていらっしゃるのが、償還払い方式から現物給付方式への変更というところでございまして、これは長年議員とも話をさせていただいたところであったと思うんですが、ようやく各首長からの要望もつながり、来年8月の診療分からは実施できる見込みとなっておりますので、まずはこちらのほうでしっかりと対応していきたいと考えておる次第でございます。

次に、国保、後期高齢者医療の件でございますが、従来から申し上げておりますとおり、制度を維持していくために必要な措置だと考えておりますし、従来の軽減策が特例的な措置であったわけで、それが本則に合わせていく形になるということでございますので、制度を維持していくに当たってはやむを得ない措置ではないかなと考えております。一方で軽減対象者の拡充も図られているわけでございますので、それも含めましてやむを得ない措置ではないのかなと考えておる次第でございます。

以上です。

議 長（石田三郎君） これをもちまして総括質疑を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。ありがとうございました。

（午前11時42分 散会）

# 議 事 日 程

総務建設経済委員会

厚生委員会

# 総務建設経済委員会議事日程

平成 30 年 9 月 13 日(木)

午前 9 時 開議

日程第 1 認定第 1 号 平成 29 年度川西町一般会計・特別会計決算について

<一般会計>

歳出	款 1	議会費	P. 38～ 39
	款 2	総務費	P. 39～ 55
	款 5	農商工業費	P. 77～ 81
	款 6	土木費	P. 81～ 88
	款 7	消防費	P. 88～ 91
	款 8	教育費	P. 91～112
	款 9	公債費	P. 112～113
	款 10	諸支出金	P. 113
	款 11	予備費	P. 114
歳入	上記関係歳入		P. 10～

<住宅新築資金等貸付事業特別会計> P. 193～199

日程第 2 認定第 2 号 平成 29 年度川西町水道事業会計決算について

日程第 3 認定第 3 号 平成 29 年度川西町下水道事業会計決算について

日程第 4 承認第 7 号 平成 30 年度川西町下水道事業会計補正予算の専決処分について

日程第 5 承認第 8 号 川西町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第 6 議案第 42 号 平成 30 年度川西町一般会計補正予算について

歳出	款 2	総務費	P. 12
	款 5	農商工業費	P. 13
	款 6	土木費	P. 13～ 14
	款 8	教育費	P. 14～ 15
歳入	上記関係歳入		P. 9～

日程第 7 議案第 45 号 川西町総合計画審議会条例等の一部改正について

日程第 8 議案第 47 号 川西町税条例等の一部改正について

日程第 9 議案第 49 号 川西町新防災情報システム整備工事請負契約の締結について

閉会 12 時 28 分

## 出席委員

委員長	松本 史郎	副委員長	芝 和也
委員	中嶋 正澄	委員	石田 三郎
委員	安井 知子	副議長	福西 広理

## 説明のために出席した者

町 長	竹村 匡正
副町長	森田 政美
総務担当理事	西村 俊哉
総務課長	石田 知孝
総合政策課長	山口 尚亮
税務課長	西川 直明
債権管理課長	〃
事業課長	中川 辰也
教育長	山嶋 健司
教委事務局長	奥 隆至
事務局主幹	深澤 達彦
会計管理者	福本 誠治

## 職務のために出席した者

議会事務局長	安井 洋次
議会事務局	松本 雅司

## 欠席委員及び職員

委員	森本 修司
----	-------



# 厚生委員会議事日程

平成 30 年 9 月 14 日(金)

午前 9 時 開議

日程第 1 認定第 1 号 平成 29 年度川西町一般会計・特別会計決算について

<一般会計>

歳出	款 2	総務費	項 3 戸籍住民基本台帳費	P. 51～ 53
	款 3	民生費		P. 56～ 71
	款 4	衛生費		P. 71～ 77
	款 5	農商工業費	項 2 商工費. 目 1 商工総務費	P. 80
歳入	上記関係歳入			P. 15～

<国民健康保険特別会計> P. 119～151

<後期高齢者医療特別会計> P. 152～163

<介護保険事業勘定特別会計> P. 164～192

日程第 2 承認第 6 号 平成 30 年度川西町一般会計補正予算の専決処分について

日程第 3 議案第 42 号 平成 30 年度川西町一般会計補正予算について

歳出	款 3	民生費	項 1. 社会福祉費	P. 12
			項 3. 人権施策費	P. 12～ 13
	款 4	衛生費	項 1. 保健衛生費	P. 13
歳入	上記関係歳入			P. 9～

日程第 4 議案第 43 号 平成 30 年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第 5 議案第 44 号 平成 30 年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について

日程第 6 議案第 46 号 川西町地域福祉基金条例の一部改正について

日程第 7 議案第 48 号 川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

閉会 9 時 43 分

## 出席委員

委員長	今村 榮一	副委員長	松村 定則
委員	大植 正	委員	伊藤 彰夫
委員	寺澤 秀和	委員	福西 広理
議長	石田 三郎		

## 説明のために出席した者

町長	竹村 匡正
副町長	森田 政美
総務担当理事	西村 俊哉
総務課長	石田 知孝

住民保険課長	大西 成弘
健康福祉課長	吉岡 秀樹
長寿介護課長	岡田 充弘

会計管理者	福本 誠治
-------	-------

## 職務のために出席した者

議会事務局長	安井 洋次
議会事務局	松本 雅司

## 欠席委員及び職員

平成 3 0 年川西町議会  
第 3 回定例会会議録

( 第 3 号 )

平成 3 0 年 9 月 2 1 日

平成30年川西町議会第3回定例会会議録（再 開）

招集年月日	平成30年9月21日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成30年9月21日 午前10時 宣告	
出席議員	1番 松村定則      2番 安井知子      3番 福西広理 4番 伊藤彰夫      5番 石田三郎      6番 今村榮一 7番 松本史郎      8番 寺澤秀和 10番 中嶋正澄      11番 芝 和也      12番 大植 正	
欠席議員	9番 森本修司	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 竹村匡正                      副町長 森田政美 教育長 山嶋健司                      総務担当理事 西村俊哉 教委事務局長 奥 隆至                      会計管理者 福本誠治 総務課長 石田知孝                      総合政策課長 山口尚亮 税務課長 西川直明                      事業課長 中川辰也 健康福祉課長 吉岡秀樹                      住民保険課長 大西成弘 長寿介護課長 岡田充浩	
	監査委員 出席なし	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 安井洋次 モニター係 篠原愛子	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	2番 安井 知子 議員	3番 福西 広理 議員

## 川西町議会第3回定例会（議事日程）

平成30年9月21日（金）午前10時00分再開

日程	議案番号	件名
第1		委員長報告 認定第1号～3号 承認第6号～8号 議案第42号～49号  質疑・討論  採決
	(追加日程)	
第2	報告第11号	専決処分の報告について
第3	議案第50号	平成30年度川西町一般会計補正予算（第4回）について
第4	発議第3号	2025年国際博覧会の誘致に関する決議について
第5	発議第4号	奈良県医療費適正化計画における「地域別診療報酬」活用検討の撤回を求める意見書について

(午前10時00分 再開)

議長(石田三郎君) 皆さん、おはようございます。

これより平成30年川西町議会第3回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって議会は成り立ちましたので、これより会議を開きます。

日程第1、委員長報告を議題といたします。

お諮りいたします。

去る10日の定例会において上程されました日程第4、認定第1号、平成29年度川西町一般会計・特別会計決算についてより、日程第17、議案第49号、川西町新防災情報システム整備工事請負契約の締結についてまでの認定案3件、承認案3件、議案8件を一括議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石田三郎君) 異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、ただいまより、各委員会の審査の経過並びに結果について、順次委員長の報告を求めます。

総務建設経済委員長、松本史郎君。

総務建設経済委員長(松本史郎君) 議長の御指名をいただきましたので、総務建設経済委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

当委員会は、平成30年9月13日に開催し、当委員会に付託されました各議案について、当局から詳細な説明を受け、慎重に審議をいたしました。

まず、決算の状況につきまして、認定第1号、「平成29年度一般会計・特別会計決算」についてであります。

委員より、年金受給者が年金を担保に借入れを行い、その返済がある場合の年金差し押さえの考え方について質問があり、当局より、「国税徴収法施行令の給与等の差押金額計算表に基づき差額を決定しているため、最低限の生活費については考慮されていると考えている」との回答がありました。

続いて、委員より、分納誓約に係る督促状について質問があり、当局より、「生活事情に応じて、納期内納付ができない旨の相談を受けた場合は、町として配慮し、ケース・バイ・ケースで分納による納付指導を行っている。その中で、納付期限が過ぎた場合には、地方税法上の制約があるので、滞納者として取り扱いをしている。よって、分納誓約どおりに納付いただいている方においても納付期限が過ぎた額については督促状を発送している」との回答がありました。

次に、委員より、地方消費税交付金の社会保障費財源化分の取り扱いについて質問があり、当局より、「必要な社会保障費は予算上確保している。決算上においても当該社会保障財源化分以外にも多くの一般財源が充当されていること及び社会保障費そのものが増加傾向であることを見れば、適正な状況であると考えている」との回答がありました。

続いて、委員より、「公会計化したことによる給食費の徴収率並びに教職員の負担軽減について」との質問があり、当局より、「徴収率は、川西幼稚園については平成28年度、平成29年度ともに100%である。川西小学校においては、現時点で平成28年度は99.6%、平成29年度100%となっている。教職員の負担軽減としては、通知、連絡、徴収事務について学校事務職員及び学校管理職の負担の軽減とはなかったが、その分は教育委員会事務局職員がかわって担うことになることから、事務局としては事務負担増となっている」との回答がありました。

続いて、委員より、「コミュニティバス使用料について、前年度より収入が減少している。利用状況についてはどうか」との質問があり、当局より、「平成29年度においては年間8,025人で、平成28年度と比較して512人の減少、1日当たり1.7人減少している」との回答がありました。

続いて、委員より、「高齢者が増加する中で、コミバスを利用していただく方策について」との質問があり、当局より、「利用者の減少要因としては、平成29年10月の天理いちょう号との接続に伴い、運行ダイヤを変更したことによると考える。また、主なコミバス利用者が高齢者であるので、病気など何らかの理由により利用が減少したと考える。今後の利用者増加の方策としては、現在のバスが運行していない時間帯に保田・唐院方面に運行するダイヤ改正を行うこと、そして、井戸バス停を新設することで利用増を考えている。これらの件については、既に地方公共交通会議で承認を得ている。しかし、新設するバス停が水路の橋の上となることで、天理警察より転落防止策が必要との意見があり、転落防止整備を実施し、来年1月を目標に、バス停設置とあわせて運行ダイヤ改正に取り組む予定である。また、免許証の自主返納を促すなど、利用者が増加するよう広報活動を実施する」との回答がありました。

また、委員より、天理市いちょう号接続による現状と、メリット、デメリットについて質問があり、当局より、「いちょう号の結崎駅の乗降者数は10カ月で1,600人、大半は天理市民。川西町民は、天理市内施設に3名の方が利用されている。デメリットとして、さきに述べたいちょう号の駅発着時間に合わせて川西こすもす号のダイヤを改正したことによる利用者の減少並びに駅北口バス停での5分間停車など、利用者への不便性が考えられる。メリットとしては、駅整備による利用者増で、町の活性化、本町の魅力の増進並びに本町への移住希望につながればと考える。また、駅周辺の事業者にとってもメリットがあると考えられる」との回答がありました。

次に、委員より、「ふるさと応援寄附金について、当初予定額以上の寄附があった要因及び平成29年度本町より他市町村に流出した額について」との質問があり、当局より、「寄附額増額の要因として、前年度までは納付が不便であるという意見があったため、平成29年度よりクレジット決済を導入したことにより増額となったと考える。また、平成29年度中に本町住民から他団体に寄附された額は、寄附額2,460万円、寄附控除額960万円であった」との回答がありました。

続いて、委員より、「総務省が、返礼品割合が3割以上の団体等に当該制度の対象としない旨の発表を行ったが、本町も返礼品割合を3割に見直すことによる本町の今後の取り組みへの影響、考え方について」との質問があり、当局より、「9月1日より返礼品割合を5割から3割に見直した。3割になることで、同じ返礼品を扱う他団体もあることから、寄附額が減少することも考えられる。使い道については、小学校新入学児童制服支給事業への充当は決めている。それ以外は明確な目的事業を周知していない。使い道の目的となる事業を周知することで寄附の増額を図りたいと考えている。また、ふるさと納税を通して川西町を知ってもらうことが重要であると考え、ふるさと納税サイトを増やし、川西町の魅力を発信しながら寄附額の増加に努めたい」との回答がありました。

次に、委員より、「平成29年度川西町普通会計決算の特徴に記載された職員数の減少及び業務改善により人件費が昨年度より減となったとあるが、当局としては、その減となった要因は何であると考え、また、昨年度改正した川西町職員定数条例や職員不足を補う非正規職員の雇用など、政策的なものの影響もあると考えているのか」との質問があり、当局より、「主には、年度途中で退職者が3人出たことによる影響が大きいですが、政策的なものの影響もあるのではないかと考えている」との回答がありました。

続いて、委員より、「賃金単価について、奈良県の最低賃金が811円に改定されたが、その最低賃金で1日8時間、週に5日、4週間働いたとして単純計算すると、1カ月当たり12万9,760円となる。それに対して役場の大卒の時給は、計算すると約1,120円となっている。この賃金差から最低賃金の811円をどう思うのか」との質問があり、当局より、「正規職員とアルバイト職員では、仕事の内容や責任の度合いなど勤務状況に違いがある。このことから考えると、それ相応の差があっても問題はないとは考えている」との回答がありました。

それに対して委員より、賃金と人の暮らしの水準は、とても関係性が深いと考える。今後、役場で賃金などについて考えていく場合においては、人の生活に大きな影響を与えるということも視野に入れながら、雇い方や配置を考えていってほしい」との意見がありました。

次に、委員より、「決算上で行政評価構築業務委託が見当たらないが、必要な検証委託と考えるが、評価の構築業務は職員自ら行っているのか、評価を行わないのか」との質問があり、当局より、「担当職員自ら取り組んでいる。他市町村の検証事例、情報をもとに、検証シートの作成、検証方法を検討し、各課が検証シートに記入の上、9月及び10月に検証会議を開催する予定である。まちづくり・安心部門と福祉・教育部門の2部門に分かれて施策の外部評価委員による検証を実施する」との回答がありました。

次に、委員より、外部評価委員と評価結果の報告について質問があり、当局より、「まちづくり・安心部門に大学教授や土木事務所長等、福祉・教育部門に保健所所長や弁護士などを委員に委嘱している。12月議会において検証結果の報告をさせ



ていただきたい」との回答がありました。

次に、委員より、「空家対策についての取り組みとして、空家バンク登録や空き家コンシェルジュによる相談等を実施されているが、その結果について」との質問があり、当局より、「空家コンシェルジュの活動によって、平成29年空家バンク登録件数6件、平成28年度と合わせて8件の登録があり、そのうち成約件数4件となっている。空き家相談業務については、所有者相談13件、利用者相談15件、有効相談19件にコンシェルジュが対応した。空家コンシェルジュは、相談を受けると現地に赴き物件調査を実施し、空家バンクの登録手続を行う。調整区域では空家の売買や活用が困難な状況の中で、コンシェルジュが相談を受けて、活用等について所有者とともに検討している。空家コンシェルジュの取り組みは、空家対策に一定の成果を上げているものと考えている」との回答がありました。

次に、委員より、「企業立地奨励金制度について、要件を緩和し、個人事業者が活用できる制度にする考えはないのか」との質問があり、当局より、「条例に適用しない事業者に対する制度改正や方策は考えていない。雇用を生み出す企業を積極的に誘致したいと考えている。雇用を生み出す企業は、土地・建物・機械にある程度の規模での投資が必要になり、その投資の一部を支援することで企業の立地を促進していきたいと考えている」との回答がありました。

次に、委員より、「改良住宅の今後について、最終的な目途及び現状はどうか」との質問があり、当局より、「平成28年度に住宅審議会を立ち上げ、平成29年3月の答申により、入居者の改良住宅退去に伴う新規入居は行わない。また、名義人の死亡等による住宅継承は配偶者までとし、現に同居している子が引き続き入居を希望する場合は、みなし公営住宅として管理する」との回答がありました。

続いて、委員より、改良住宅の払い下げについて質問があり、当局より、「払い下げにおける国の基準条件が厳しく、建物600万円程度に路線価算定による土地代金を上乗せすることとされているため、価格において買い取り希望者と大きな隔たりがあると考えている」との回答がありました。

さらに、委員より、「国の定める払い下げ要件の制約はあるが、払い下げは有効な方法と考えるので、可能となるよう検討できないのか」との質問があり、当局より、「やり方としてはいろいろな方法があると思われるので、研究していきたい」との回答がありました。

また、委員より、「公営住宅の管理戸数について、どのように考えていくのか」との質問があり、当局より、「奈良県下、市町村の保有する公営住宅や人口数、今後川西町の人口が減少していくのであれば、それに見合った数があると思われるので、審議会等を通して決めていきたい」との回答がありました。

次に、委員より、「川西町の場合、在住在勤の要件があることから、門戸が狭くなっている。近年、他の自治体では、公営住宅の要件に見合う新婚層や若年層向け、子育て世帯向けなどに住宅補助等の政策を絡めている。定住してもらえような人口ビジョンとあわせた取り組みはできないか」との質問があり、当局から、「住宅

補助を実施している市町村は、公営住宅の不足により、民間賃貸住宅を借り上げ、公営住宅として取り扱うため、家賃も公営住宅の家賃算定となるので、実勢家賃との差額を負担していると思われる。川西町では、民間賃貸住宅の借り上げをすることはないので、公営住宅家賃補助については考えていない」との回答がありました。

次に、委員より、「副担任制、少人数学級における臨時講師賃金を例年どおり支出されているが、その結果・検証について」との質問があり、当局より、「副担任制や少人数学級編制は、学力向上のみを主眼としたものではなく、教職員が児童一人一人によりきめ細かな指導・配慮ができるように配置しているものである。特に新1年生においては、いわゆる小1プロブレムの軽減、安定した学級運営を行えることを主眼として配置を行っている。担任が授業中、児童が集中を切らさないよう副担任が巡視等を行い、支援をすることで、教科指導が行き届くことにつながり、また、できるだけ宿題やノートをその日のうちに点検し、返却を行っていくことなどは、保護者と連携したきめ細かな指導にもつながることとなり、学力の底上げ、規律の醸成にも一定の効果を生み出しているものと考えている。このようなことから、副担任制、少人数学級編制については続けていくことが必要なものと考えている」との回答がありました。

また、委員より、「数値としての学力向上につながっているという検証が必要では」との質問があり、当局より、「この件については、学力が向上したというベースをどこに置くのか、数値については県等との学力テストの差異を考えられていると思うが、現在、統一したものは6年生の学力テストしかない状況から、学力向上についてどのような尺度をもって判断していくのかは難しい状況である」との回答がありました。

続いて、委員より、「学校では指導方法について研究をさらに進め、学習においては児童間の競争意識の醸成を図っていくことで学力向上につながるのでは」との質問があり、当局より、「教育については学校や教職員だけでなく、保護者の協力なくしては成り立たず、調査結果においても、計画を持って学習できていないことから、家庭における普段のかかわりも必要不可欠であると考えている」との回答がありました。

次に、委員より、「子どもの貧困の対応策としての就学援助対象が10年前に比べて20名近く増加しているが、社会背景における家庭の収入所得の伸び悩みに比例しているように思うが、今後の方策について」との質問があり、当局から、「どういう教育を受けてきたかによって、社会に出たときに差が出ているようにも思えることから、できるだけ公平な教育を受けられるように検討はしてまいりたいと考えている。給食費の一部助成等については、要保護・準要保護世帯については公費支給されていることから、対象として考えられるのは、いわゆる境界層についてということになるが、これについては給食費は原材料費のみの徴収となっていること等から、今後の近隣市町村の状況なども参考に検討してまいりたい」との回答がありました。

次に、委員より、「住宅新築資金等貸付事業特別会計決算について、調定と比較して収入が少ないという事象については、従前から予算・決算で議論を重ねているところであるが、償還の状況等についてどう考えるのか」との質問があり、当局より、「現在のところ、住新組合に徴収を依頼しており、その間については、さらに返済額の増額が得られるよう組合から債務者に向け交渉いただき、また、町に償還業務が戻ってきたときについても、その方の収入状況・生活状況を見ながら返済額の増額をお願いし、早期の回収を進めていきたい」との回答がありました。

続いて、委員より、住宅新築資金等貸付事業の回収状況を説明する時期について質問があり、当局より、「従前のおり変わりはない」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、認定第1号、平成29年度川西町一般会計・特別会計決算における当委員会所管分については、提案どおり認定いたしました。

続きまして、認定第2号、平成29年度川西町水道事業会計決算についてであります。

委員より、「県水の100%化が始まりましたが、従前の説明では、水の製造コストと県からの購入コストの比較において、ほぼ変動はないとのことであった。経理状況の説明で収益的支出の増加要因として、県水転化による費用の増加によるものとされているが、県水への切りかえによってコストが上昇しているように思える。全体としてどのような状況にあるのか」との質問があり、当局より、「水の購入価格については使用水量により変動はあるが、施設の維持費については不用となるので、費用の増加分については補えるものと考えている」との回答がありました。

続いて、委員より、水道料金過年度の未収についての回収見通しについて質問があり、当局より、「過年度未収金については、分納誓約や臨戸徴収により行っており、原則、請求等は続けて実施している。今般の居所不明による不納欠損報告のような事例は起こり得るが、全体としての把握はできていない」との回答がありました。

さらに、委員より、「行政サービスの考え方について、水道サービスと一般行政サービスは同じと考えるか」との質問があり、当局より、「違うと考えている。水道料金については、利用に応じて供給しており、独立した会計が相応しいと考えている。一般会計は利用に関係がないところもあるので、別と考えている」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、認定第2号、平成29年度川西町水道事業会計決算については、提案どおり認定いたしました。

続きまして、認定第3号、平成29年度川西町下水道事業会計決算についてであります。

委員より、「下水道事業会計においては、従前の使用料を保つべく一般会計からの繰り入れをしているが、結果として、料金の高騰を防ぐ手だてとしているものか。また、下水道料金の徴収手数料については必要か。上下水道において、川西町が営んでいるので、預かり金に係る手数料はなくせないのか」との質問があり、当局よ

り、「繰入金については、料金調整のためである。徴収手数料については、会計が別であるので、必要。また、料金体系も別のため、明確に分ける必要がある。当該手数料は、料金徴収する内容、費用の負担割合、収入状況及び事務量に応じて分ける必要があり、片方に偏ると不公平が生じるので、明確に分けるべきと考えている」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、認定第3号、平成29年度川西町下水道事業会計決算については、提案どおり認定いたしました

承認第7号、平成30年度川西町下水道事業会計補正予算の専決処分については、原案どおり承認されました。

続きまして、承認第8号、川西町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、委員より、「平成30年6月6日施行の生産性向上特別措置法により申請する企業があるとのことで専決となったことについて、問題がないか」との質問があり、当局より、「6月議会において条例改正を上程する際には、申請する企業がないと考えていたこと、法施行日が6月6日であったことなどから、9月議会で条例改正をお願いしたいと考えていたが、町内企業が9月10日に締め切りの2次募集に申請されることが判明し、そのため、本町としては条例が整理されている必要があったため、7月に専決で条例改正を行った」との回答がありました。

以上をもって、承認第8号、川西町税条例の一部を改正する条例の専決処分については、原案どおり承認されました。

続きまして、議案第42号、平成30年度川西町一般会計補正予算についてであります。

委員より、「ふるさと納税の現在の基金積立額、及び寄附金の使途及び報告について」との質問があり、当局より、「寄附額は、平成29年度末までの4年間で851万円、近隣市町村を調査した結果、同一年度に寄附額から経費を充当し、残額を基金に計上している市町村、一旦寄附額を現金に計上し、経費には充当していない市町村など、寄附金の処理については様々である。ふるさと納税は、経費を除いた額もしくは寄附額全額のどちらを事業に使うのか、また、事業に充当するため数年間積み立てるのか、毎年少額ではあるが目的事業に充当するのか、今後、財政担当課など関係機関と協議し、方針を決めていきたいと考えている。また、寄附者に対しては、寄附金事業の報告は必要と考える。使った実績を報告し、次の寄附につながるよう検討していく。現在は、町ホームページで寄附の額と許可がある寄附者の氏名についてのみ掲載している。今後は、使い道についても掲載を予定している」との回答がありました。

また、委員より、空家対策緊急安全措置の詳細について質問があり、当局より、「危険空き家の一部を取り壊したいと考えている。当該物件は、数カ月前に空家の一部が倒壊し、隣接家屋に損傷を与えている。さらに、台風21号においても一部倒壊し損傷を与えているため、自治会の要請により、緊急措置として隣接家屋への影響及び危険度の軽減を図るものである」との回答がありました。

続いて、委員より、「当該空家について、今後はどのような対応となるのか」との質問があり、当局より、「当該空き家の相続人全員が相続放棄され、所有者が存在しない状況となっている。今後、空家等対策協議会において特定空き家に認定し、行政代執行による対応となると考える。しかし、代執行までの手続は長期化すると思われるため、空家等対策条例第6条緊急安全措置を適用し、対応させていただきたいと考えている」との回答がありました。

また、委員より、「会計年度任用職員制度が施行になれば、現在のように非常勤職員を更新で雇い続けることができなくなり、そのかわりとなる常勤職員を雇うことになると思うが、それについてどのように考えているのか。また、嘱託職員やバイトの賃金単価は現行の賃金体系となるのか」との質問があり、当局より、「必要に応じて、非正規職員を雇い続けるのではなく、正規職員を配置するということになる」との回答がありました。

次に、委員より、「町内の道路補修について、舗装個別施設計画を立てることで、町が年次計画に基づき道路補修等を実施することができるのか」との質問があり、当局より、「道路補修については、そのように考えている」との回答がありました。

また、委員より、「財源として交付税算入のある有効な起債を活用するとのことであるが、この計画の進め方は、起債見合いとするのか、それとも計画に基づき進めるのか」との質問があり、当局から、「進め方としては、起債見合いで進めていきますが、年限があるので、年度に間に合わなくとも、事業縮小も含め計画の継続を考えている」との回答がありました。

次に、委員より、文化会館発電機の非常時の発電容量等について質問があり、当局より、「非常用発電機のタンク容量は75リットルで、タンク満容量による運転時間は2.1時間、発電容量は、文化会館の非常灯を点灯させる程度の能力で、管理については、点検時の臨時運転時に燃料を補給しているのが現状である」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第42号、平成30年度川西町一般会計補正予算については、原案どおり承認いたしました。

議案第45号、川西町総合計画審議会条例等の一部を改正する条例について、委員より、「機構改革による条例整備となるが、現在の職位の順番は、課長、主幹、課長補佐であると思っているが、各職位の役割について」との質問があり、当局より、「課長は所属課の職員を指導監督する役割、課長補佐は課長及び主幹を補佐する役割となる。そして、主幹については課長と同等の役割を持っており、課長に何かあったときには課長代理するといった以前の課長補佐の役割となっている」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、川西町総合計画審議会条例等の一部を改正する条例については、提案どおり承認されました。

議案第47号、川西町税条例の一部を改正する条例については、提案どおり承認されました。

議案第49号、川西町新防災情報システム整備工事請負契約の締結についてであります。

委員より、「契約の方法がプロポーザルによる随意契約であるが、その方法になった経緯、また、予算額はどのように決めたのかについて」との質問があり、当局より、「既存の防災システムでは、住民の皆様には防災情報を知らせる本来の使い方以外に自治会放送にも使われている。また、デジタル方式に変わることから、携帯やスマートフォンに文字で送信することができるようになることから、戸別受信機の貸し出し台数の減少にもつながる可能性もあり、住民への意向調査を行いながら進めてまいりたいと考えている。このことから、金額だけで決める手法ではなく、町の意向を反映した整備ができるプロポーザル方式にした。また、予算額については、本町システムの状況を熟知している既存システムの業者に見積もりを依頼し、その額をもって予算額とした」との回答がありました。

さらに、委員より、「業者算定に際して、点数評価はどのように行ったのかについて」との質問があり、当局より、「審査基準を16項目作成し、その各項目の配点合計を400点と設定した。その上で6名の審査委員で評価した結果、最高得点となった業者を契約予定者とした」との回答がありました。

また、委員より、「防災無線整備の方針については、このプロポーザルで全て決まってしまったのか、それともこれから決めていくのか」との質問があり、当局より、「大枠としては、本町がプロポーザル時に示したそれぞれの整備方針で進めていくことになるが、本年度の事業となる設計業務の中で、自治会の使用方法など詳細については今後決めていくことになる」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第49号、川西町新防災情報システム整備工事請負契約の締結については、提案どおり承認いたしました。

以上が当委員会に付託されました各議案の審議の結果でございます。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されることを望みまして、総務建設経済委員長報告とさせていただきます。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石田三郎君）　　続きまして、厚生委員長、今村榮一君。

厚生委員長（今村榮一君）　　議長の御指名をいただきましたので、厚生委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

当委員会は、去る平成30年9月10日の本会議において当委員会に付託されました各議案について、9月14日に開催し、全委員出席のもと、当局から詳細な説明を受け、慎重に審議をいたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、認定第1号、平成29年度川西町一般会計・特別会計決算についてであります。

委員より、「ぬくもりの郷デイサービスセンター・グループホームを指定管理としてからの評価はどうか」との質問に対し、当局より、「デイサービスセンターに

については、今年度においても利用者アンケートを行い、全体として8割以上の利用者から「大変満足」もしくは「満足」との回答をいただいております。運営状況についても、減少傾向であった利用者数が、指定管理後には回復してきている。今後も、より利用者の満足度を高め、利用増加に努めていきたい」との回答がありました。

委員より、「ぬくもりの郷デイサービスセンターとグループホームについて、行政が事業を行わないといけないのか。また、施設も含めて完全に民間に譲渡し、行政から手放すことは可能か」との質問に対し、当局より、「同事業は、介護保険制度が開始された当初、近隣にはこのようなサービスを提供する施設や事業所がまだなかったということもあり、町が自ら設置した経緯があり、今般は周辺にも多くの事業所ができてきており、町が事業を行わないといけないことはない。また、将来的には完全に譲渡し、手放すことも一つの方向性として挙げることはできるが、これからも高齢者が増えてくる見込みであるため、今は考えていない。しばらく様子を見ていきたい」との回答がありました。

続いて、委員より、「相談支援事業の内容と実績について」との質問に対し、当局より、「川西町では、現在、障害の特性を考慮し、精神障害と知的・身体障害の相談支援を委託している。精神障害者相談支援事業委託として年額150万円と、知的・身体障害者相談支援事業委託として150万円をそれぞれの事業所と契約している。どちらも奈良県の相談支援従事者研修を修了した専門職（精神保健福祉士・社会福祉士）を配置し、30分以内に川西町役場に来られることが条件であり、現在、川西町の状況は、障害者手帳所持者ベースで精神手帳60人、療育手帳（知的）98人、身障手帳359人で、約17人に1人の方が手帳を所持している。この事業利用者の年間利用実数は、相談支援事業で、精神関係相談者は実数19名、本人や家族及び関係機関等から285件である。知的・身体関係相談者は実数33名で、本人や家族及び関係機関等からの相談件数は653件である。相談内容は、障害の制度のこと、就労や不安に思うことなどさまざま、障害関係の相談支援には障害の特性に応じた難しさがあり、専門職のいる事業所に委託している」との回答がありました。

続いて、委員より、「相談件数等によっての変更は可能かどうか」との質問に対し、当局より、「金額の変更は行っている。まず、150万円の内訳として、120万円が人件費、19万円が消耗品等、11万円が消費税となっており、相談件数及び困難事例の増加により、次年度の委託料については増額の契約に変更対応している。今年度の知的・身体関係相談支援事業の委託費は、件数と困難事例の増加に伴い増額（100万円）している」との回答がありました。

次に、委員より、「福祉医療費のうち、子ども医療費助成の助成・利用状況等について」との質問に対し、当局より、「福祉医療費の子ども医療費については、近年改正等も多く、27年度には小中学生については入院のみの医療費助成となっていたが、28年度の制度改正では、年度途中の8月診療分から小中学生を対象とした通院医療費（外来分）の医療費助成も始まっている。このような制度改正がなさ

れたことで、28年度から29年度では約600万円の増加となっている。また、31年度の8月診療分からは、未就学児の医療費助成については償還払い方式から現物給付方式に改正されることで、受診件数及び医療費助成額が今以上に増えることになる想定している」との回答がありました。

委員より、「後期高齢者医療制度で29年度に保険料軽減の改正がなされた内容及び後期高齢者医療特別会計への繰出金等について、また、団塊の世代が2025年に75歳以上となるが、その見通しについて」との質問があり、当局より、「保険料軽減の改正について、所得割額の軽減措置として5割軽減から2割軽減に改正され、また、これまで被用者保険の被扶養者であった方の均等割額の軽減措置については、9割軽減から7割軽減に改正されている。このことで一部の被保険者には負担増となっているが、いずれも特例により制度化された軽減措置であり、法令上の本則に段階的に戻すというものである。次に、目7.後期高齢者医療費 節.負担金補助及び交付金の療養給付費負担金については、医療給付の12分の1を後期高齢者医療特別会計を通さずに後期高齢者医療広域連合に直接支払うものであることから、保険料割合等を算出する場合に、負担金を加味することが好ましいのでは。また、繰出金についてはルールどおりの支出である。2025年問題については、被保険者数の増加に伴い、保険給付費も右肩上がり伸びることになるが、逆に高齢者を支える世代が減ることから、国費の活用が重要課題である」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、認定第1号、平成29年度川西町一般会計・特別会計決算についてを認定いたしました。

次に、承認第6号、平成30年度川西町一般会計補正予算の専決処分については、提案説明のとおり承認いたしました。

続いて、議案第42号、平成30年度川西町一般会計補正予算について、議案第43号、平成30年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第44号、平成30年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についての補正予算3議案については、当初の提案説明のとおり承認いたしました。

次に、議案第46号、川西町地域福祉基金条例の一部改正について、議案第48号、川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての条例改正2議案についても、当初の提案説明のとおり承認いたしました。

以上が当委員会所管の議案に対してなされた質問及び回答であります。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されんことを望みまして、厚生委員長報告とさせていただきます。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石田三郎君） 以上で各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。



質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(石田三郎君) 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

11番 芝和也君。

11番議員(芝和也君) 11番 芝和也です。今般上程の認定第1号、平成29年度川西町一般会計・特別会計決算についてより、議案第49号、川西町新防災情報システム整備工事請負契約の締結についてまでの認定案3本、承認案3本、議案8本の都合14本の提出案件に対する討論を行います。

態度表明としましては、認定第1号並びに2号の両決算は反対、あとの認定案1本、承認案3本、議案8本については、いずれも賛成するものであります。

まず、認定第1号についてであります。これは、29年度の一般会計及び国保、後期高齢者医療保険、介護保険及び住宅新築資金の各特別会計から構成されておりますが、そのうち介護保険は認定いたしますが、これらの会計は一本にくくられておりますので、1号認定案に対しては反対ということになります。

一般会計についてであります。山積する自治体に取り組むべき諸課題はさまざまにありますが、総じて求められるは、住民の皆さんの暮らしを支え、応援し続けることでありまして、町長とも常々この観点に立って議論を重ねているところであります。29年度におきましても、住民の皆さんを取り巻く経済環境は決して好転している状況にないことは、国の統計等からもはっきりと見て取れる状況にあります。とりわけ、生計を立てていく上で要となります実質賃金を年収ベースで見ますと、直近の5年間でも393万円から380万円へと13万円の低下でして、さかのぼりますと、消費税率5%が実施された1997年の453万円をピークに、今日の393万円と、60万円のマイナスということになりますので、それだけ厳しさが増しているということにほかなりません。

こうしたもと、いかに手だてを講じるのかが大きな決め手となりまして、本町におきましても、医療、教育、子育て等々を中心に幅広い世代にわたって適用可能となる取り組みの進展に努め、十分・不十分は別にして、新たに始めることはもとより、実施済みの施策においても、その拡充に努めてきていることは町長も御承知のとおりであります。世帯の人数や年齢構成等、状況にもよりますので、一概には言えませんが、一定の収入基準を境にして、暮らしの厳しさは顕著にあらわれざるを得ません。蓄えをつくれるか否かがこの境目あたりになるかと思っておりますが、蓄えなど到底無理となれば、日々の出費を切り詰めていくか、切り詰め余地があるうちは調整も可能ですが、それもままならないところまでいけば、あとは限界で工面しながらの暮らしにならざるを得ないのが、こうした背景から生じる現状でありますので、自治体に取り組むべき財政出動は、一般会計から特別会計等への法定外の繰り出しに踏み切ることも含め、しっかりと暮らした下支えを担えるような政策判

断に踏み切ることと存じます。

社会保障財源の確保として、地方消費税の使い道で議論を重ねましたが、一般財源として消費税分を全額充当している旨のお答えでありましたが、問題は、消費税分の導入以前から財源確保はしてきていますので、導入後は、その確保額に消費税導入分の全額を乗せて取り組みに生かすならば、より一層の手だてとして生きるものと存じます。背景にある実質賃金落ち込みに対する手だての必要性にかんがみても、こうした財源確保は必要不可欠と存じます。

この上に立って、生活活性化策等、ハード面の整備を初めとする各事業を手がけていくことが、地域経済を潤し、そこから得た益を社会全体が享受できる取り組みへと手がける、こうしたことが自治体の置かれている今日的取り組みと存じます。

町長とも議論が平行線をたどっている問題も少なからずありますが、今議会を通じて議論を交わした問題も含め、施策としては子どもの医療費の年齢引き上げ、医療費における低所得者対策としての負担軽減の実施、災害避難所の空調整備や床のかさ上げ、職員の時給賃金の見直しや正規職の配置、給食費への支援、中学校の制服支給、デマンドタクシー等地域交通の充実、個人事業主向けの雇用創出策、若年向け家賃補助等住宅政策の見直し、ブロック塀の撤去等への補助や太陽光パネルの設置等住宅リフォーム助成、タウンミーティング等々、各種取り組みの充実発展に努められ、住民の意に沿い、願いに応える、身近で役立つ川西町として、その役割を遺憾なく発揮するよう、次年度以降の予算編成に反映されんことを求める次第であります。

続きまして、29年の国保決算についてであります。

川西町が単独の保険者として運営する国保は、当該年度が最終年度となりました。単年度収支は赤字が続く傾向にある中、精算後の過去の繰越額を繰り込みながら、何とか保険料率は据え置いて奈良県の一本化までは運営に当たってきたところですが、本会計の負担軽減策をどう図っていくのかという問題があります。この点では町長とは議論は平行線ですが、軽減策の実施に踏み切るには、一般会計からの法定外の繰り入れをするか否かという問題に直面します。軽減策を実施する場合の直接の手だては、これに踏み切るか否かの判断しかありませんので、改めてその実施を求めるものであります。

医療費全般に対してどう抑えていくのかの手だてについては、町長も常々触れておられるように、保健事業の充実に努めて、住民の健康度を良好に保つ手だてにあると存じます。ただ、これは相当長期のスパンで状況を見ない限り効果のほどはわかりませんので、気の長い取り組みになりますが、先進地の取り組みからすれば、取り組みの有無による自治体間の比較からは、傾向として、きめ細かな取り組みがある自治体のほうが医療が抑えられている傾向がうかがえることから、大事な視点と心得ます。

30年度からは、その運営が県も保険者に加わっての運営に変わりましたので、直接の負担軽減策を打つことへの抵抗が新たに加わることとなりますので、取り組

みとしては、この保健事業が一つの要になることでしょう。とは言うものの、被保険者の所得状況は、県が加わったからといって変わるものではありませんので、所得200万円が加入者の8割以上を占めることに変わりはありませんから、費用負担として軽減策を求める状況に変わりがないことは御承知のとおりであります。

県下統一の保険料設定に向け、目下過渡期ではありますが、保険料設定がどう変わろうが、軽減策の手だては引き続き求められる問題でありまして、現状、最大で7割の法定軽減の適用がなされている方に新たな保険料で賦課はできますが、最終的には、それは負担能力を超えて賦課することにつながる問題でありまして、軽減策の手だてが必要なことはそのとおりであります。

また、後期高齢者医療保険でも、当該年度より、均等割で9割が7割に、所得割で5割が2割に、それぞれ軽減策が減じられました。

議論を通じて、これまで実施の特例措置を本則に準じたものという旨のお答えもありましたが、現象としては確かにそうですが、これは、被扶養者に相当する収入までその適用範囲を引き上げることが、本来の保険における軽減策のあり方だというあらわれと存じます。基準をどこに置くかに関しては、さまざまな分野でも議論を交わしていますが、そもそも一定以上の年収がある人は被扶養者にはなれないことは町長も御承知のとおりであります。ということは、年収が少ないから扶養してもらってもよいですよという基準ですので、軽減策の基準も、これ以下は軽減しましょうというぐあいに見るのが一貫性のある話と存じます。

いずれにしましても、負担が膨らんでいることに変わりはありませんし、先ほどの国保にしても後期高齢者医療保険にしても、現行の法定減免の適用者は加入者の6割を既に超えてきている現状です。賦課徴収する者としては、負担能力を考慮に入れてしかるべきと存じます。あらゆる権能と知見を生かして軽減策を講じられるよう、手だての構築を求めるものであります。

次に、住宅新築資金についてであります。

貸付資金の回収に、今のペースでいくなれば、長いもので200年以上かかるケースも含まれていることから、これは回収のペースとしてはあり得ない旨、町長もお述べのとおり、あり得ない話が現在は進行している状況にあります。

そこで、31年までは回収組合を通じて増額をお願いし、離脱後の32年からは増額の交渉を進めていくとのこととあります。それは当たり前のことと存じます。本会計に関しましては、従前から指摘しているとおり、これ以外にも長期にわたって回収が滞っているお金が5,500万円、そして、今も触れましたように、返済完了の期限が事実上ないに等しいようなのが4,500万円ということでありまして、この解決を見なければなりません。最終的には税金で穴埋めをするのか、競売にかけて埋め合わせをするのか、いずれの道を行くにしても、多額の税金の投入は免れません。目下、本会計の中身についての住民への説明は、32年の組合離脱をめどとする旨の意向をお示しですが、時期の問題だけで、会計の中身に関しては大枠で状況が変わる見込みはないものと存じます。ならば、早急に方針を固められ、

これまでの経過と原因並びに今後の展開について明快にして、その上で処理に当たられんことを引き続き求める次第であります。

以上、認定第1号、平成29年度川西町一般会計・特別会計決算の認定については反対するものであります。

続きまして、認定第2号、29年度の水道決算についてであります。

当該年度は、年度途中からの県水100%への切りかえの年となりました。これにより、上水コストが上がったことにより、収支で前年に比べてマイナスとなっていることから、今後の料金体系への影響も一定懸念されるところでありますが、町長としては、会計独立の原則は守る旨、お述べでありますので、従前の収支との均衡を図るべく努められることと存じますが、この点、かたがた求める次第であります。

また、本会計でも議論は平行線の域を全く出ていませんが、他会計からの法定外からの繰り入れの問題であります。川西町の企業会計は、この水道と次の下水道の2本でありまして、どちらもそのやり繰りは会計独立の原則で進められているところでありますが、水道と公共下水道というのは、あくまで利用する人にその利用頻度に応じて料金を負担してもらうものであるもので、一般会計のように利用頻度に関係なくサービスを提供するのは内容が違ふ旨の認識をお示しですが、水道は全住民・全世帯が利用できる整備状況にありますし、下水道もほぼ同様の整備状況であります。利用するかせんかは、あくまで当人次第ということになります。

一方、一般行政サービスですが、こちらも水道同様に全住民が対象でして、誰でも利用できる状況にあります。利用するかせんかは、こちらも当人次第ということでありまして、契約をして受けるサービスか否かはサービスの受け方の違いでありまして、住民一般に誰でもそのサービスを利用できるか否かにおいては全く変わりなく、ともに隔々まで行き渡っている、本町が実施する行政サービスであることに変わりはありません。

したがって、本会計への税金の出動は、一部の地域やある条件限定の取り組みならば、公平の観点からの問題が生じる余地がありますので、独立会計の原則で運営することにならざるを得ない側面もありますが、全住民が利用できる点ではその条件には違いがありませんので、問題の生じる余地はないものと存じます。例えば基本料金を固定費として徴収しようが、その固定費に一般会計を充てて基本料金は廃止しようが、住民への不公平は生じるものではありません。あとは一般会計からの法定外繰り入れをするか否かは政策上の判断でして、この判断が伴う以上、町長とは意見を異にしていますので、実施には至っていませんが、冒頭述べましたコストの面からも、将来、料金体系に一定の支障が出てくるようであれば、公共下水道同様に、一般会計からの繰り入れもその余地はありかなと存じます。

いずれにしましても、その辺を見据えた判断を求めまして、認定第2号、平成29年度川西町水道会計決算の認定についても反対をいたします。

以下、認定3号の29年度の下水道会計決算、承認案3本、議案8本につきまし

ては、いずれも賛成するものであります。これらの議案の成立により、自治会が管理する街灯のLED化の促進、地震時の倒壊危険家屋等の除去、町内道路補修等の年次計画化が軌道に乗ることと存じます。また、防災無線のデジタル化に向けた整備が今般手がかけられます。防災無線のデジタル化により、住民生活のさまざまな面に利する取り組みとして効果が出ることとなりますし、今日では携帯電話などはほぼ全住民が持つ端末アイテムとなってきましたので、これらを通じて行政情報を届けることが可能となり、より緊密に連絡がとれることとなると存じます。

これらの取り組みを通じて、ますます本町住民の暮らしに資する取り組みの発展に期待をし、今議会に上程されました議案に対する討論を終わります。

議長（石田三郎君） ほかに討論ありませんか。

4番 伊藤彰夫君。

4番議員（伊藤彰夫君） それでは、認定3件、承認3件、議案8件について、全て賛成の立場で討論いたします。

認定第1号、平成29年度川西町一般会計・特別会計決算について。

一般会計決算については、歳入歳出の実質収支額は2億9,718万776円と黒字となっており、財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率などの財政指標の面からも良好となっています。

歳出では、教育費においては、特に29年度では幼稚園舎の改修、幼稚園と小学校の空調設備の設置、教育面では特別支援教育支援員の配置、そのほか川西文化会館の冷暖房設備の改修、中央体育館天井照明灯のLED化などが実施され、教育環境が向上してきています。

町民の生活に直接かかわる民生費においては、社会福祉では障害のある方へのさまざまな施策、医療福祉では、子ども医療費無料化や高齢者医療費助成、児童福祉では、保育所や子育て支援、学童保育などに取り組まれており、福祉環境が充実してきています。

衛生費においては、母と子の健康事業、川西町版ネウボラ事業、予防接種や検診事業、また、3月には健康かわにし21計画が策定され、町民の健康づくりの取り組みが進んでいます。清掃事業では、新たに塵芥車を購入しています。公共事業では、橋梁長寿命化を継続的に実施し、道路の維持補修や安全対策、公園遊具の入れかえ、駅周辺整備事業と工業ゾーン創設事業に本格着手され、新たなまちづくりが始まりました。

その他の事業も含め、29年度一般会計予算は、各事業が適切に執行されており、健全財政とともに実績を評価し、認定に賛成いたします。

特別会計の国保、後期高齢者、介護の3つの決算については、厚生委員会の場で慎重審議の結果、各会計の決算については適切に処理されていると判断し、承認いたしました。

住宅新築資金等貸付事業特別会計については、実質収支はマイナスとなっていますが、これは、翌年度歳入繰り上げ充用金として処理されていますので、会計処理

上、何ら問題はありません。住宅新築資金の滞納債権については、現在、住新回収組合に債権回収を委託していますが、平成32年度からは本町独自に回収を進めることとなりますので、それまでの間は回収が不能かどうかは未定であり、住民に対しても未確定なことは伝えるべきではないと思います。また、債権放棄の最終的な判断は、現時点ではまだ控えるべきものと考えます。

したがって、現段階でとり得る会計的手段としては、繰り上げ充用が最も適切であると判断できますので、平成29年度住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定に賛成いたします。

認定第2号、川西町水道事業会計決算について。

水道事業は、地方公営企業法により、事業運営に要する費用を独立採算制の原則に基づき、水道料金については税金によらず、応益負担の原則を守り、事業収入をもって充てるとされています。平成29年度の決算については、収益的収入及び支出の会計については、1,383万円の黒字で、適切な収支となっています。資本的収入及び支出の会計につきましては、水道事業を維持していく上で欠かすことのできない支出であり、収入の不足分4,642万円は、過年度分損益勘定留保資金などから充当されており、適切に会計処理されていると認められますので、認定に賛成いたします。

認定第3号、川西町下水道事業会計決算につきましては、地方公営企業法を全て適用後、初年度の決算となります。平成29年度の収益的収入及び支出の会計については、2,048万円の黒字となっています。資本的収入及び支出の会計については、268万円の黒字となっています。いずれも適切な収支となっています。一般会計からの繰入金につきましても、住民の料金負担のバランスから考えて適切なものと判断できますので、認定に賛成するものであります。

承認第6号から第8号の町長の専決処分については、早急に対応すべき案件と認められますので、承認いたします。

議案第42号の補正予算については、追加計上されている事業は全て今年度を実施すべきものと認められますので、賛成いたします。

議案第43号、44号の特別会計補正予算は、生産的なものであり、問題はなく、承認するものであります。

議案第45号から48号までの条例の一部改正につきましては、法律や町条例の改正に基づくものであり、全て賛成いたします。

最後に、議案第49号、川西町新防災情報システム整備工事請負契約の締結については、町民への情報伝達及び町の防災機能の向上に必要な事業であり、賛成するものであります。

以上で私の賛成討論を終わります。

議長（石田三郎君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（石田三郎君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採

決に入ります。

お諮りいたします。

認定第1号について、原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長(石田三郎君) 賛成多数により、本案件は、原案のとおり認定することに決しました。

お諮りいたします。

認定第2号について、原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長(石田三郎君) 賛成多数により、本案件は、原案のとおり認定することに決しました。

お諮りいたします。

認定第3号について、原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長(石田三郎君) 賛成全員により、本案件は、原案のとおり認定することに決しました。

お諮りいたします。

承認第6号から承認第8号までを一括採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(石田三郎君) 異議なしと認め、一括採決いたします。

お諮りいたします。

承認第6号から承認第8号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長(石田三郎君) 賛成全員により、各案件は、原案のとおり承認いたしました。

お諮りいたします。

議案第42号から議案第49号までを一括採決いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(石田三郎君) 異議なしと認め、一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第42号から議案第49号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長(石田三郎君) 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

報告第11号、専決処分の報告についてを追加報告といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長（石田三郎君） 異議なしと認め、日程第２に追加いたします。  
日程第２、報告第１１号、専決処分の報告についてを議題といたします。  
当局の説明を求めます。  
町長。

町 長（竹村匡正君） それでは、報告第１１号、専決処分の報告についてでございます。

これは、町長の専決処分事項に関する条例の規定に基づき、昨年度から実施しております川西幼稚園・小学校空調設備設置工事におきまして追加工事等が生じたことによる変更契約の専決処分を行いましたので、地方自治法第１８０条第２項の規定により、議会へ報告を行うものでございます。

私からの報告事項は以上でございます。

議 長（石田三郎君） 町長の説明が終わりました。

報告第１１号、専決処分の報告については、地方自治法第１８０条第２項の規定により、町長から説明があり、本件は報告事項でありますので、御了承願います。  
お諮りいたします。

議案第５０号、平成３０年度川西町一般会計補正予算についてを追加議案といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（石田三郎君） 異議なしと認め、日程第３に追加いたします。

日程第３、議案第５０号、平成３０年度川西町一般会計補正予算についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） 議会に追加して審議をお願いいたします議案の提案要旨について御説明いたします。

議案第５０号、平成３０年度川西町一般会計補正予算についてでございます。

４ページをお開き願います。下段の歳出の部でございます。

款２．総務費 項１．総務管理費 目３．財産管理費におきまして、先日の屋上ドレン管からの漏水による３階議場前廊下及び委員会室天井からの雨漏りによる破損及びその他の庁舎水回りの補修をするための経費８００万円の追加及び款７．消防費 項１．消防費 目５．災害対策費におきまして、台風２１号による倒木等の処理に要する経費５００万円の追加をお願いするものでございます。

次に、同ページ上段の歳入の部でございます。

款９．地方交付税 項１．地方交付税 目１．地方交付税におきまして、１，３００万円の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長（石田三郎君） 町長の説明が終わりましたので、ただいまより審議に入ります。



それでは、議案第50号について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(石田三郎君) 質疑がないようですので、質疑を終わり、討論に入ります。  
討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(石田三郎君) 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

議案第50号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案件について原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議長(石田三郎君) 賛成全員により、本案件は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

会議規則第22条の規定により、発議第3号、2025年国際博覧会の誘致に関する決議について、発議第4号、奈良県医療費適正化計画における「地域別診療報酬」活用検討の撤回を求める意見書についての2議案を追加議案といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石田三郎君) 異議なしと認め、日程第4から日程第5に追加し、議題といたします。

日程第4、発議第3号、2025年国際博覧会の誘致に関する決議について、提出者の説明を求めます。

3番議員 福西広理君。

3番議員(福西広理君) 3番 福西広理でございます。それでは、2025年国際博覧会の誘致に関する決議について御説明申し上げます。

現在、大阪府・市、経済界等が一体となって、2025年に開催される万国博覧会の大阪誘致に向けて取り組まれており、誘致活動もいよいよ最終局面を迎える時期となってきております。「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする国際博覧会を大阪・関西が一体となって開催することは、新たな産業や観光のイノベーションが期待できるなど、大きな経済効果をもたらすとともに、全世界に向けて圏域の存在感を示す絶好の機会となり、極めて大きな意義があります。

また、このような国際博覧会の開催は、圏域全体のみならず、奈良県、また本町における産業振興や観光文化交流等を促進するとともに、地域の振興や住民の生活向上にも寄与することが期待できます。

よって、川西町議会におきましても、大阪・関西における国際博覧会の開催を支持するとともに、誘致実現に向けた国内機運の醸成など、必要な取り組みを、国、地元大阪府・市、経済界とともに積極的に推進していくことを求めるものでありま

す。

議員各位におかれましては、懸命なる御判断をいただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（石田三郎君） 説明が終わりましたので、質疑を省略し、討論に入ります。討論ありませんか。

芝議員。

11番議員（芝 和也君） 11番 芝和也です。2025年開催の万博を大阪に誘致することに関して、本町議会としても推進決議を上げようということですが、国際博覧会一般に対して反対するものではありませんが、本決議についての態度表明は、反対の立場からのものであります。

大阪府・市を先頭に関西経済界を挙げて、全国的な支援も含め、本年11月23日の開催地決定に向けた誘致の取り組みがいよいよ大詰めに入ってきていることは、皆さん承知のとおりであります。場所は、大阪湾の埋立地の夢洲であります。

さて、決議の案文でも触れられていますように、この機会を通じて奈良県の産業振興や観光文化交流を進めるとともに、地域振興並びに住民生活の向上に寄与するべく、国や大阪府・市、経済界とともに推進していこうというものであります。今般、万博の開催地が日本の大阪にならなければ、あとの2つはロシアの西のほうと、さらに西に位置するアゼルバイジャンですので、本町から万博見物に行こうかという人はほとんどないに等しいと存じますが、見物に行くということに関しては大阪になる意味は大いにありましよう。ただ、ここで言う本町への経済波及効果という点で言えば、大阪でもロシアでもアゼルバイジャンでも大して違いはないでしょうから、この誘致合戦に一枚かんで声を上げたとしても、本町住民の万博の見物云々という問題を除けば、肝心の地域の活性化という点ではほとんど影響がありませんので、あえて手を挙げる必要もなければ、手を挙げない議会があってもよいのではと存じます。

それと、議長会からの呼びかけとは別に、大阪府・市にとりましては、統合型リゾートのカジノの設置も同時並行で今計画を進めてはりまして、大阪府・市にとりましては万博の誘致とセットで事を進めると、財政的にはその負担が全然変わってきますので、この2つの当事者にとっては、我々とは桁違いに財政的なメリットがあることになりまして、非常においしい話にほかなりません。

それで、この万博が来ようが来るまいが、統合型リゾートのほうは進められます。そうなりますと、それはそれでカジノによるギャンブル依存症の新たな問題は拭えませんし、また、今般の万博とセットで誘致ということになりまして、関空からの直行便等々も整備されますので、本県への外国人観光客の来県にも拍車がかかると思えば、その前に直行便で連れて行かれたカジノですってんてんになったら、観光どころの話ではなくなって帰国してしまうということにもなりかねません。いずれにしても、経済波及効果は期待薄と存じます。

議員各位におかれましては、万博に対する考え方はさまざまにありましようが、

経済効果の問題を初め、背景にある諸般の事情にかんがみ、賢明なる御判断を下していただきますようお願い申し上げまして、反対討論といたします。

議 長（石田三郎君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（石田三郎君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

発議第3号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（石田三郎君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、日程第5、発議第4号、奈良県医療費適正化計画における「地域別診療報酬」活用検討の撤回を求める意見書について、提出者の説明を求めます。

11番 芝和也君。

11番議員（芝和也君） 11番 芝和也です。今般、厚生常任委員会の正副委員長であります今村榮一議員、松村定則議員の賛同を得ましてここに提出いたしました、奈良県医療費適正化計画における「地域別診療報酬」活用検討の撤回を求める意見書につきまして御説明申し上げます。

皆さん御承知のとおり、国保の県単位化が始まりまして、奈良県も保険者に加わることとなりましたので、県は、本年3月に第3期医療費適正化計画を発表しまして、その中で県民の医療費の目標額を約5,000億円と決めたんのですが、目標年次にこの額を医療費が上回るようなことになれば、保険料を上げるかどうかを判断して、上げないときは、全国一律1.10円の診療報酬を奈良県だけ引き下げること国へ提案すると、この計画に明記いたしました。一律1.10円が引き下げれば、お医者さんからしますと、同じ仕事をしてても奈良県だけ診療報酬が低いということですので、仕事をすればするほど損をすることになりますし、薬局も薬を出せば出すほど損をする勘定は同じでありまして、意欲や情熱がそがれてしまいかねません。

こうなりますと、仮に医療費適正化の目標は達成できたとしても、医療者間で自然淘汰が始まりまして、低い診療報酬でも働かざるを得ない状況に追い込まれ、結果、医療の水準が維持できないという問題が生じることが大きく懸念されます。

一方、この診療報酬等を審議する国の機関であります中央社会保険医療協議会でも、これらのことを踏まえて慎重に検討する旨の意見を出しておりまして、やり方としては非常に好ましくないことが危惧される事例として浮上する問題になってきています。

この計画の問題点は、医療費の適正化の方策として、保険料を上げるか診療報酬の1.10円を引き下げるかとしていることが、そもそもの大きな問題であります。こうした問題に対しては、これまでは本町を初め県下各市町村が取り組んできた保険者としての営みが抜け落ちていまして、それは住民の健康増進と病気の早期発

見・早期治療により、加入者全体の健康状態を維持することに努め、医療機関にかかる必要性が減少したことによって医療費の増大を抑えることこそ適正化というのであれば、本筋であり、保険者たる自治体としての取り組みにほかなりません。

これまで多年にわたってさまざまに策をめぐらし、住民の健康維持に努めてきた自治体の本分に照らして、今般の計画は到底容認できるような内容ではありませんので、今般、県に対してその撤回を求めようとするものであります。

議員各位におかれましては、本町のこれまでの取り組みを通じ、ともに住民の健康増進に資するよう、提案された数々の議案を議決してきた本町議会の取り組みを踏まえ、御賛同賜らんことをお願い申し上げます。提案説明といたします。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（石田三郎君） 説明が終わりましたので、質疑を省略し、討論に入ります。  
討論ありませんか。  
伊藤彰夫君。

4 番議員（伊藤彰夫君） 奈良県医療費適正化計画における「地域別診療報酬」活用検討の撤回を求める意見書について、反対の立場で討論します。

奈良県は、3月に第3期医療費適正化計画を発表しました。その中で、2023年（平成35年）の県民医療費の目標を4,813億円と決め、計画を進めています。医療費の目標を達成するとしていますが、しかし、医療費適正化の取り組みにもかかわらず、目標以上に医療費がかかった場合、奈良県の国保料率を上げるかどうかを判断し、国保料率を上げない場合は、全国一律1.10円という診療報酬を奈良県だけ引き下げること国に提案すると計画に明記されています。この明記を取り消せというのが意見書の意義だと私は思っています。

もしこうなった場合、5年後に国保料が上がると、国民の負担が増えるわけです。診療報酬の1.10円を引き下げる提案がございます。医者も薬関係も働くほど損をすることは思えません。5年後に判断するものであれば、私は国保料も診療報酬も両方同時に対応すべきだと考えます。しかも、今の時点ではまだ時期尚早と思いますので、この意見書には反対します。

以上です。

議 長（石田三郎君） ほかに討論ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（石田三郎君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。  
お諮りいたします。

発議第4号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。  
（挙手する者あり）

議 長（石田三郎君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。  
以上をもちまして、定例会に付議されました議案については、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

総務建設経済委員会、厚生委員会及び議会運営委員会並びに駅周辺整備特別委員会、工業ゾーン創出特別委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、地方自治法の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審議したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(石田三郎君) 異議なしと認め、閉会中においても常任委員会及び特別委員会を開催することに決しました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員各位には、何かとお忙しい折にもかかわらず、本定例会に提案されました諸議案につきまして慎重に御審議賜り、かつ議会運営に御理解のある御協力をいただきましたことに対し、議長として厚くお礼申し上げる次第でございます。

理事者におかれましては、今後も引き続き厳しい財政環境が予想されるため、予算の執行に当たっては、経済性、効率性及び有効性に配慮しつつ、厳正な執行を望むものであります。また、議員各位から出されました御意見なり要望を十分に尊重していただき、今後の町政に一層の御努力を賜りたいと存ずる次第でございます。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶をお願いいたします。

町長。

町 長(竹村匡正君) 平成30年川西町議会第3回定例会の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

本議会に提出いたしました各議案につきまして慎重に御審議を賜り、全議案につきまして議決いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

審議を通じ議員各位から賜りました御意見、御指摘を真摯に受けとめまして、今後の町政に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。閉会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議 長(石田三郎君) これをもちまして、平成30年川西町議会第3回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午前11時41分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年9月21日

川西町議会  
議長

署名議員

署名議員

(議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
認定第1号	平成29年度川西町一般会計・特別会計決算について	9月21日	原案認定
認定第2号	平成29年度川西町水道事業会計決算について	9月21日	原案認定
認定第3号	平成29年度川西町下水道事業会計決算について	9月21日	原案認定
承認第6号	平成30年度川西町一般会計補正予算の専決処分について	9月21日	原案承認
承認第7号	平成30年度川西町下水道事業会計補正予算の専決処分について	9月21日	原案承認
承認第8号	川西町税条例の一部を改正する条例の専決処分について	9月21日	原案承認
議案第42号	平成30年度川西町一般会計補正予算について	9月21日	原案可決
議案第43号	平成30年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について	9月21日	原案可決
議案第44号	平成30年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について	9月21日	原案可決
議案第45号	川西町総合計画審議会条例等の一部改正について	9月21日	原案可決
議案第46号	川西町地域福祉基金条例の一部改正について	9月21日	原案可決
議案第47号	川西町税条例等の一部改正について	9月21日	原案可決
議案第48号	川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	9月21日	原案可決
議案第49号	川西町新防災情報システム整備工事請負契約の締結について	9月21日	原案可決
議案第50号	平成30年度川西町一般会計補正予算(第4回)について	9月21日	原案可決